会　　議

午前10時０分開会

○議長（中村　敦）　おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

ここで、報告です。

本日の会議開催に当たり、説明員の糸賀財務課長が欠席のため、新谷課長補佐が代理出席する旨の届出がありましたので報告いたします。

◎委員会報告・質疑・討論・採決

○議長（中村　敦）　日程により、過日それぞれの常任委員会に付託いたしました、議第27号第５次下田市総合計画基本構想の一部変更について、議第28号　指定金融機関の指定について、議第29号　負担付きの寄附の受納について、議第30号　下田市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について、議第31号　下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第32号　下田市子ども・子育て会議条例及び下田市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について、議第33号　下田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議第34号　下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議第35号下田市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第36郷下田市水道使用条例の一部を改正する条例の制定について、議第37号　下田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

以上、11件を一括議題といたします。

これより各常任委員長から所管の委員会における審査の経過と結果について、報告を求めます。

まず、産業厚生委員会、楠山俊介委員長の報告を求めます。

８番　楠山俊介議員。

〔産業厚生委員長　楠山俊介登壇〕

○産業厚生委員長（楠山俊介）　おはようございます。

過日の本会議で、産業厚生委員会に付託された、議第29号、議第34号、議第35号及び議第

36号について、審査の概要を報告いたします。

委員会は、去る３月11日に私を含む委員６名全員の出席の下、現地視察及び担当課長等の出席を求めて慎重な審査を行いました。詳細な審査内容については、会議録を作成いたしますので省略をし、概要について報告いたします。

議第29号　負担付き寄附の受納について報告いたします。

普通財産としているが、行政財産とすべきではないかとの質疑があり、練馬区との契約条件は、10年間は公共用地としての使用であり、災害時、仮設住宅建設用地としているが、使用目的が決定されたものではなく、普通財産としたほうが今後柔軟に活用できることから、財務課所管とし、必要に応じて行政財産に変更の可能性もあるとの答弁がありました。

今後の整備の必要性はあるかの質疑に対し、当面は必要ないが、柵やシートの老朽化、雑草除去の必要に応じた作業と市道である進入路、排水路の整備の検討が必要になるとの答弁がありました。

市の取得や使用目的について、地元の反応はいかがか、との質疑に対し、地元区長に対し仮設住宅用地について説明し、歓迎の回答を得たとのこと。

瓦礫置場等の他の使用については説明していないため、必要に応じ説明し、承諾を得ていく必要があるとの答弁がありました。

このほか、報告すべき質疑はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議第34号　下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、報告いたします。

なぜ、今税率の改定が必要なのか、なぜ大幅な値上げなのかとの質疑があり、市民への周知用資料等により次の答弁がありました。

主な理由は４つあり、１、子ども・子育て支援制度の導入や、診療報酬の改定等新しい制度への対応。２、静岡県の基金からの財政支援が終了し、市町の給付金の負担が13.1％の大幅増となった。３、下田市国民健康保険事業基金が底をつく見通しとなった。４、県内どこでも同じ負担を目指す取組として、同じ保険税となる保険料水準の完全統一への移行を令和17年度までに行うよう国から求められた。これらに対応するために、何度も大幅な引上げを繰り返さないように令和８年度の引上げ後は、税率変動を抑える方針としたとの答弁です。

次に、基金残高7,000万の運用について、なぜ3,000万円の繰入れなのかの質疑に対し、令和８年度の税収入が確定しておらず、令和７年度の状況に基づいた推計で、繰入額を抑制、

地方税制改正の影響により、現時点では正確な調定額の推計が困難であり、不透明な経済情勢に備えた、収入が当初見込みを下回った際の補塡財源として、あえて4,000万を留保している、との答弁がありました。

次に、値上げについて、市民への説明、周知、理解が必要であるが、どのように進めるか、の質疑に対し、４月初旬の回覧、広報しもだ及び仮徴収の納付書送付時に料金改定のお知らせを行いたいとの答弁がありました。

その他、細部、波及の質疑、答弁を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議第35号　下田市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について、報告いたします。

条例改正の理由は何か。多発する森林火災がきっかけになったのかとの質疑に対し、気象庁の気象情報において、異常乾燥注意報の表現を乾燥注意報に改正するとともに、下田地区消防組合火災予防条例の一部改正により、林野火災注意報が新設されたことから、条例を改正するもので、大船渡市の林野火災が発端となったとの答弁がありました。

市民生活にどのような影響があるか、との質疑に対し、近隣では大室山や細野高原の山焼きに関するもので、下田市では近年申請はなく、市民生活に影響はないとの答弁がありました。

このほかに特に報告すべき質疑はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議第36号　下田市水道使用条例の一部を改正する条例の制定について、報告いたします。

給水収益の試算が、令和７年度は当初予算ベース、令和８年度以降は経営戦略の見込みで算出されているが、より精度の高い試算で示すべきではないかとの質疑に対し、有収水量の見込みの試算はなかなか難しく、改定については公共経営改革前から検討を始め、6,000万の減免もその後に出てきたため、これらの整合性も鑑み、経営戦略の有収水量を使って算定したとの答弁がありました。

次に、平成21年以来の値上げとはいえ、20％は大幅の感があり、これまで段階的に値上げする方法がなかったのか、今後、いつまで改定料金を維持できる見込みかという質疑があり、これまで収支赤字がなかったが、直近で収支の悪化が顕著になり、令和８年度から11年度までの算定により一律20％の値上げとしたが、令和16年以降、赤字転落の見込みなどで今後５年ごとに収支バランスを見ながら、料金改定を検討していきたいとの答弁がありました。

次に、値上げ以外の経営安定化の施策、今後の整備計画はどうなっているかとの質疑があり、広域化、配水池等施設の統廃合、ウオーターＰＰＰを検討すること、令和８年度に新武山配水池の完成後から送水管の順次更新が必要であること、との答弁がありました。

その他、細部の質疑、答弁を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、報告いたします。

○議長（中村　敦）　ただいまの産業厚生委員長の報告に対し質疑を許します。

12番　沢登英信議員。

○12番（沢登英信）　まず、議第29号ですが、負担付きのこの納付につきましては、地方自治法96条第５項の規定により議会の議決を求めるということでございまして、内容的にはこの練馬区の区長さんから寄附をいただいた、この寄附のですね、目的から申しますと、地方自治法に照らして、これは誰が考えても行政財産だと、違法な判断をしているんではないかと思うわけです。地方自治法違反だとこれは。寄附してくださる方のですね、公共用に使っていただきたいと、こう言っているものをですね、普通財産にしておくというようなことはいかがなもんかと。

そして、当面は災害時仮設住宅用地としているという、こういうことから考えてもですね、これは行政財産と区分するのがですね、法律的にも妥当だと。何か職員に言い負かされてしまってですね、チェック機能を果たしていないんじゃないかと、法的にはどういうことになっているのか、そして練馬区の区長さんとは、普通財産で受けるというようなことについて、どのような議論がされているのか、お尋ねをしたいと思います。

それから、今の報告の議題ごとに全部進めていっていいんでしょうか。１つずつやっていくんでしょうか。

議長、一括ですか。

次に、34号の国保についてお尋ねをいたします。

とんでもない私は値上げだと思います。今まで２年に一度ですね、値上げ幅制で2.1％とか2.5％とか、これが今回ですね、16.5％だと、パーセンテージから言ってもとんでもないし、この実例から言ってもですね、夫婦子供２人の形で７万円近くの増額であるという形になってまいっているわけです。

２年で一度であったものを毎年上げるんだと、これはどういうわけだということをまずお尋ねしたい。何で毎年上げなければならないのか、これはですね、下田市改定の答弁を見ま

すと、下田市標準、下田市の県が示した標準保険税率に近づけることが第１点だと、基金残高を保留できること、第３点目に、被保険者への急激な負担を回避する。この国保税の改正のですね、３つの目標からいっても、保険者の急激な負担増を回避するという原則を書いていながら、16.5％というような値上げが急激な負担ではないという判断をどういう基準にしてきたのか、お尋ねをしたいと。

そして、この内容から見ますとですね、子ども・子育て支援分が2.8％って、これは制度が変わったので2.8％値上げになると、こういうことですので、これは致し方ないにしましてもですね。この県の出してた8.3％、8.39％分が県が出さなくなったと、この県のこのそういうことで、今まで２年に一度だったものを何で８、９、10と毎年値上げをしなければならないような事態に相なっているのかと。

勝手にこれもですね、３年間で上げようという基準をつくったまでの形で、全くこのですね、運営する側の視点は入ってるけども、国保ですね、国保税を払い、そのサービスを受けるほうの被保険者のですね、考えや思いというのは、どこでどういう具合に酌み取ったのかと、酌み取れているのかということも併せてお尋ねしたいと。

委員会としてですね、当然国保の加入者からですね、意見を聞くというようなことが私は当然値上げだから必要だろうと思うんです。それがあれと下田市国民健康保険の運営協議会に出したから、それで済ませるというような形では、私は審議は不十分じゃないかと思うわけです。

そして、この保険の運営協議会の結論もですね、自らここに出した基準に16.5％なんて急激な負担ではないというような判断がどっからできるのかと繰り返しになりますけども、今回はそういうわけで制度の仕組み上ですね、2.83％でしたっけか、2.28％の値上げというのは、制度上も値上げしなきゃなんなくなってるわけですから、少なくとも10％以下にですね、今この春闘時期ですけども、回答を見てたってせいぜい５％から６％ですよ賃金の引上げは。それが国保は何で16.5％もですね、引き上がっているにもかかわらず、誰も反対意見を言わないと、これでいいんだと。

こんなことやってったらですね、払えなくなって徴収率が落ちてですね。結局、財源の確保ができないと、こういうことになろうかと思うんですが、意見よりも質問としてはですね、何で県はこの8.39％も充当を見直してですね、この国保会計に安定基盤のこのお金を入れなくなったのかと。ここにこそ大きなチェックを入れるべきじゃないかと思うわけです。

そういうことができればですね、10％以下の値上げで可能性が出てくると私は思うわけで

す。

それから、さらにここにですね、7,000万のうち、基金の7,000万のうち3,000万を使って4,000万を令和８年度に残していくんだと。基金はそもそもの財源はかつてですね、被保険者だった市民が払ったお金が余ったから、それで済んでたわけで、これは保険料そのものだと思うわけです。

それを何で値上げを、この食い止めるために使わないのかと、令和９年度の安定経営のために残していくだと、とんでもないことだと思うわけです。国保そのものがですね、その年のサービスを、その年の人たちに負担をしていただいて課税をさせていただくと。２年も３年もですね、先の人のために今課税をするんじゃないんです。今、そのサービスを受けなければならない人たちに今、負担をしていただくと、課税をするというのは原則です。先の先のことを考えてですね、今の人に課税をするなんていう仕組みじゃないんです。国保のそういう仕組みをどういう具合にお考えになって議論をされたのか、34号をお尋ねしたいと思います。

それから、水道料のこの値上げで36号ですけど、こういう状態の中で、これもある程度の値上げは致し方ないのかなというような経済状況であることは、認めざるを得ないと思いますけど、なぜ20％なのかと、これもですね、大幅な値上げだと、元そのものが非常に安いというか、定額の金額になってますから、率的には大きな率になってますが額はそれほどね、大きな、じゃないというような点はありますけども、その中でウオーターＰＰＰということを言ってますが、このウオーターＰＰＰとは何だと、具体的にこの課題で何をどう削減しようとしているのかと、私はこんなことをすれば、管理が不十分になるし、かえってですね、費用が高まるんじゃないかとこういう具合に思うわけですが、ウオーターＰＰＰについて、36号についてお尋ねしたいということと、何で20％なのかと、もっと引き下げることはできないのかと、長い間この料金で他のあれと比べれば、やってるということでの評価はしなければならないと思いますが。

そして、それとですね、ここに書いてありますように今年度、失礼しました、令和８年度は４か月分基本料を削減をするという計画になってますね、物価対策で。そしてその一方では値上げをするとここに書いてあるように、全く矛盾だらけなことをやってると、にもかかわらずそれでも結構だという結論を出したのはどういうことかと。

そうであればですね、この6,000万のですね、４か月分の物価対策についてはですね、みんながこう行くように、そのお金を値上げ分のほうに入れてですね、値上げを抑えるという、

こういう措置を取ること、ほうがですね、むしろ全体的の公平さって形になるんじゃないかという思いもするんですけども、なぜ一方では値上げし、20％も値上げし、一方ではですね、この6,000万を使って４か月分の基本料の免除するんだと、全く政策的にも食い違ってる、食い違いのことをやってるという具合に私は思うわけですけども、そういう指摘がこの文書からはある程度読み取れますけども、それでも、そんな口があってもいいんだという結論を出した根拠というのはどこにあるのかという点をお尋ねしたいと思います。

○議長（中村　敦）　委員長。

〔産業厚生委員長　楠山俊介登壇〕

○産業厚生委員長（楠山俊介）　今、沢登議員からの質問はですね、予算の分科会においても同じ質問をいただいており、そこでしっかりと答えさせていただいておりますので、簡潔に述べさせていただきます。

まず、議第29号のですね、ことに関しましては練馬区さんより下田市のほうにですね、土地を贈呈いただくことになってありがたい話であるということで、ただし、10年間は公共用地としてですね、利用してくださいという条件付きであります。

ですから、少なくとも10年間は公共用地として使うと、現状の中では災害時、仮設住宅が必要になるというような状況になったときには、そこが適地であろうということで、今、建設課のほうでですね、そういうことでいろいろプランをしているところですが、現状は意味からすればもう行政財産と同等のところですが、今後の使用、そして10年を過ぎたらですね、練馬区さんからの条件がなくなるということになればですね、普通財産として利活用することもできるだろうというようなこともあって、現状ですね、今後それを永久に行政財産として使用していくのか、あるいは10年を過ぎた後にまた違った使い方が出てくるのか、そういうようなことも含めてですね、当局のほうでは現状は普通財産とし、そして目的やいろんな使用の中でですね、必要に応じて行政財産に変えることもあり得るということでありましたので、そのものに対して委員会においては、特に疑問に思ったところではありませんので。

法的にというような会話はありませんでしたが、そのものに関しては、基本的に行政財産も、普通財産も公共財産としての中のくくりに入りますので、そういう意味では問題はなかろうというふうに委員会では判断し採決したというところであります。

それから、議第34号のことに関しましては、先ほど言いましたが予算の分科会の質疑の中で同じことを問われましたので、同じことを答えているとこでありますが、この報告書の中にありますように、値上げをする必要性というものが、この４点、その中で値上げの額なり

を決定していくと。

それから、協議会のほうの答申の中でですね、どうしても段階的に今後も上げなきゃならない状況の中で、今回の上げ幅をどうするかということで、ある面大きな数字が何回か続くよりは今回少し高くして、次の年からのものは弱めの上げ幅にするほうが、市民の皆さんの立場も考えたときにそちらのほうがよいというような答申を受けたということの中で、それも含めて当局のほうでこのような上げ幅にしたというふうなことですので、それに対しても、委員会で納得したところであります。

それから、基金の運用ですが、7,000万というものをですね、沢登議員のほうからだと、例えば7,000万あるんで、今回7,000万を使うほうが有効であろうという考え方もあろうかと思うんですが、当局のほうではですね、基金の使い道も将来、この上げ幅に緩和するための使い道というのは、できなくなる状況の中で現在はその状況で使いますが、その中でも来年、再来年度以降の中で数年の中で、まだ上げていかなきゃなんない状況の中で、残しながらそれを使いながら、上げ幅を調整していきたいというような思いの中で今回3,000万を使用し4,000万を残したという使い方だという説明ですので、それに委員会では承諾をしたところであります。

あと、議第36号のところですが、ウオーターＰＰＰに関しましては、予算のほうでも質問しました、答弁しましたけれど、民間活力を導入し、民間に委託をしという方向の中でですね、水道事業の効率化や、あるいは経費削減というもの、そういうものが上手に行くだろうという想定はありますが、規模だとか、そういういろいろなものによって下田市にとって、果たしてそれが似つかわしいことなのか、どこがメリットで、どこがデメリットになってしまうか、そういうことも含めて、今、ウオーターＰＰＰの導入に対し検討を始めているというところの中で、メリットが多ければそちらのほうも選んでいきたいというようなことの状況の説明でありました。

それから、20％ということに関してはですね、これも計算の中でですね、今後何年かの中で赤字を出さないために、どの数字がいいのかということを計算をする中で出てきた数字でありますし、そしてこの４か月ですか、基本料金は、これは料金の値上げとは関係なしにですね、まず料金の値上げの中で考えてたところに、こういう交付金が出てきたんで市民のためにそれを水道料金の基本料金の免除に使おうということで、出てきた話で、時期の中でですね、どちらを先ということがありますが、交付金のほうの使用というのは、いろいろ急いでいたところでありますし、年数で、今年で限られているというようなところも出てくる話

ですと、先にということで、まずは今物価高、高騰が起こっているとこですので、先にそちらのことをやって10月から値上げのほうの数字になっていくということを選択したということです。それに関して委員会のほうでも承諾したところであります。

以上でよろしいでしょうか。

○議長（中村　敦）　12番　沢登英信議員。

○12番（沢登英信）　答弁漏れがありますので指摘をしたいと思いますが、この国保、20何でしたっけ、寄附金の練馬区からのですね、29号のこれについては行政財産も、普通財産もですね、公共の財産で、公の財産であるからどっちでもいいんだと、こういう答弁ですが、しかし、何のために普通財産と行政財産に分けているのかと、こういうことから考えればですね、それから寄附者の寄附する目的から考えればですね、どう考えてもこれが普通財産として置いておくこと自身がですね、判断ミスだと言わざるを得ないと私は思うわけです。

ぜひともこれは議論しても行き違って返事はないんだろうと思いますから結構ですが、これはやはり解釈の間違え、地自法の違反措置に当たることになるんじゃないかということは、指摘をしておきたいと思います。

それから、この国保の関係ですが、何で県は今まで負担していた部分を、負担しなくなったのかと、何でそういうものを県に要請していかないのかと。これが8.2幾つでしたか、パーセントからいえば、大変な8.39％ですか、になってますので、この分が削られたわけでもですね、大変大きな状態10％以下になると思うわけです。

そして、しかも３年間で値上げをするんだと、今までは値上げというのは２年に一度という形で進めてきたわけです。しかも、それらの値段はですね、引上げ額はですね、せいぜい2.1％とか2.35％だとかですね。そういうから賃金や物価のですね、引上げ額とほぼ同じぐらいのところでとどめてきたという努力をしてきているわけです。それが16.5％なんていうのはですね、とんでもないことですし、それがなぜ起きたかというと、３年間でそこまでやるんだということと、県が負担してくれたものが外されたと、何で外されたんだと、そして、その中でですね、今までのようなこの保険料を引き下げるための繰入れはできないんだってことを当局は言ってると、それをそのとおりに信じてるようですけども、何で繰入れができないんですか、法的に繰入れができないなんて仕組みはないはずです。

それは県がですね、繰り入れるのは、あるいは国や県が繰り入れないで、被保険者にですね、負担をさせなさいと言ってるだけのことであってですね。それをどのように運営するというのは各自治体で議論をしてですね、結論を得ることができるはずだと思うわけです。

ですから、そういうことができないという具合に、当局から説明を受けたと言っておりますが、じゃ国保のですね、この法律のどこの何条に基づいてそういうことができないということが言えるのか、お尋ねをしたいと思います。そういうチェックをされたのかをお尋ねしたいと思います。チェックをしないというならチェックをしないで結構です、それはもう法律にないことを運用で言ってるということになろうかと思いますので。

少なくとも、ですから被保険者の急激な負担を回避するということの、この項目を書いていながらですね、16.5%が急激な負担ではないという結論をなぜ出したのかということについてお尋ねしたいと思います。

それから、２年ごとの改定であったものを８、９、10とこの３年間で引き上げるんだと、こういう枠組みをつくってるわけですから、その枠組みをですね、５年間にするとか、６年間にすれば、その当然引上げ率は少なくなっていくという具合に思うわけです。長い期間はかかるかもしれんけど。国保というのが、そのときに生きている被保険者から払ってもらうということから考えればですね、先の保険者のための値上げをするなんていうようなことはですね、考え方としていかがなもんかと私は思うわけですが、質問としては何で３年間で引き上げることにしたのかと。

そして、３点目の16.5%というのは急激な負担ではないのかと、私は自らされたこの原則にですね、反する引上げをしてるという具合に思うわけです。

○議長（中村　敦）　委員長。

〔産業厚生委員長　楠山俊介登壇〕

○産業厚生委員長（楠山俊介）　議第29号の分に関しましては、先ほども言いましたが、10年間は公共財産としてですね、それに資するような使用をすべきという条件付きでいただいたものでありますので、まずはそれをやっていくということで、そういう中でですね、それの使用、活用によって行政財産に変えることが必要なら、それは検討するというところでありますので、現状では普通財産に置いてあるというふうに答弁をいただいたものであります。

それから、基金のほうの運用に関してはですね、説明などでは、将来の保険料水準の完全統一化というものがなったときには、こういう基金を使って、上げ幅等の調整をするということには使わないようにというふうなルールを提示されているということであります。

現状では、まだそれが使用できるところでありますが、下田市の基金も7,000万ということになってですね、枯渇してきている中で今回どのような使用するかということになったときに、まだ今後、２年後、３年後というようなことのところを考えると、今回は3,000万を

使用することがよしと、そして上げ幅については段階的に上げていかざるを得ないところでありますが、答申等にもよって今回少し大幅な上げ方をしながら、２年目は小さく、３年後も小さくというような上げ幅が市民にとってもよいだろうというようなことを受けて、当局としても、その中で考えた形で数字を出され、それをその説明の中で委員会としては承諾をしたところであります。

○議長（中村　敦）　沢登議員、不規則発言はしないで３回目の質問にしてください。沢登議員、３回目の質問残ってますのでどうぞ。

委員長。

〔産業厚生委員長　楠山俊介登壇〕

○産業厚生委員長（楠山俊介）　今の説明のとおりですね、今回段階的にやる中で、今回の上げ幅をその上げ幅にすることがよしとする説明を受け、委員会としては、そのことを承諾したということであります。

○議長（中村　敦）　12番　沢登英信議員。３回目です。

○12番（沢登英信）　聞いてることに答えていただきたいと思いますが、何で２年に一度の値上げであったものを８、９、10と毎年値上げすることになったのかとね、何でなったのかと、その議論をしないなら、しないと答弁をください。したならこういう議論をしましたと。

それから、自らされたですね、保険者への急激な負担増を回避するんだと、こういう原則をされておきながら、16.5％という引上げは、急激な負担増ではないのかと、急激な負担増なら負担増ですって答えをくださいよ。急激でないならないと思っているという答えをくださいよ。そんな何回も同じ答弁は結構ですよ。こちらの答えたことにお尋ねをいただきたい。

それからですね、この国民健康保険税の改定についての８ページにですね、財政安定化基金、財政調整事業（プラス8.39％）とこう書いてありますね、基金活用方針これは県のほうの財政安定化基金のことを指してるんだと思いますが、これが、基金取崩しによる基金繰入金の充当は行わなくなったとこう書いてあるわけです。今まで行ってくれてたものを行わなくなったからもう16.5％ものですね、ここで8.39％、もう既に子育ての納付金の制度が、仕組みが変わって2.28％上がって、さらに安定化基金県がですね、繰入れなくなったということで、もう10.67ですか、10.67既にここで上がってるわけです。

そして、さらに下田市が６％ぐらい上げるという形になってますので、５％ぐらい上げるってことになってますので結果として総額16.5％になると。基準の夫婦、子供２人を考えるとですね、したがって７万円、年間の７万円近くの引上げだと、16万5,000円ですか、ぐら

いのものになるというのは、失礼しました11万ですか、11万ぐらいの額でいえば、そういう額になるという。これはですね、徴収も大変になりますし、払うほうも大変ですし、考えるべきだと。

質問としては、財政安定化基金がなぜ行わなくなったのかと、県の行為によってですね、８％も自動的に引き上げざるを得ないという事態になってるわけですから、ここでどんな議論があったのかお尋ねをしたいという、こういうことです。

○議長（中村　敦）　委員長。

〔産業厚生委員長　楠山俊介登壇〕

○産業厚生委員長（楠山俊介）　まず、今回上げ幅が大きいだろうというふうな形の議論でありますが、当局の説明を受け、答申の内容も受けという中で、委員会としては、段階的に上げる中で今回大きく上げ２年目からは小幅にするというやり方をよしと考えたところであります。

それから、県のほうの国保財政安定化基金というのは、多くの財政支援を終了したということに関しては、それをストックして使ってきたところの中で県のほうができなくなったということですので、それはそれで受け止めたところであります。

以上です。

○議長（中村　敦）　委員長。

〔産業厚生委員長　楠山俊介登壇〕

○産業厚生委員長（楠山俊介）　その議論はありませんでした。

○議長（中村　敦）　ほかに質疑ございますか。

これをもって、産業厚生委員長に対する質疑を終わります。自席へお戻りください。

次に、総務文教委員会、天野美香委員長の報告を求めます。

６番　天野美香議員。

〔総務文教委員長　天野美香登壇〕

○総務文教委員長（天野美香）　総務文教委員会審査報告書。

過日の本会議で、本委員会に付託された議第27号、議第28号、議第30号、議第31号、議第32号、議第33号及び議第37号について、審査の経過概要を報告いたします。

本委員会は、去る３月11日に私を含む委員６名全員出席の下、担当課長等の出席を求めて慎重な審査を行いました。

詳細な審査内容については、議事録会議録を作成いたしますので省略し、以下概要につい

て報告いたします。

議第27号　第５次下田市総合計画基本構想の一部変更について申し上げます。

初めに、このたびの総合計画は国勢調査の人口を使うことにしているとのことですが、どうしてですか。実際に住む人口とは違うのではないか、その点の見解を伺いたいという質疑があり、これに対して、国勢調査の人口に統一することにしました。

前回の総合計画においても１万6,600人ぐらいの推計値に対して１万7,200人ということで、300人から400人ぐらいの増加策をこの計画として設定しておりましたが、日本中で人口減少が進んでいる中、あえてその人口増という目標値を掲げるのではなく、下田市として、できることを実施していこうという計画づくりに変えたというのが、今回の計画の一つの変更点でございます、という答弁がありました。

そのほか特に御報告いたす質疑もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議第28号　指定金融機関の指定について申し上げます。

下田市の公金の収納等の事務を、令和８年７月１日から令和10年６月30日までスルガ銀行に取り扱わせるべく指定することに関して、実際にどのような事務を担ってもらっているのか、指定を受けてもらえる金融機関が少なくなってきているとのことだが、今後どのような対応を考えているのか、という質疑があり、これに対して当局からは、指定金融機関は、公金の収納及び支払い事務を行うこととしており、特に支払いの事務は指定金融機関でなければ対応することができないこととなっている。

また、収納代理金融機関の取りまとめをお願いしている。店舗人員が削減されている中で、行員１名を市役所に派遣してもらうことが投資対効果の観点から困難になってきている現状があるため、一部の自治体が収納機器を設置して人員削減、無人化を進めていることなども参考にして、いろいろな方法を検討していきたいとの答弁がありました。

このほか特に御報告いたす質疑もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第30号　下田市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

特に質疑もなく採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第31号　下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

新たに職務表に、助産師及び主任助産師が加わっていることについて、その意義、期待で

きることについてという質疑があり、これに対して当局からは、助産師には、これまで保健師が担ってきていることと同様の、例えば健康予防や健康事務について担ってもらうものと考えている。出産の現場に立ってもらうということではなく、臼井医院の出産業務終了もあることから、周産期の現場の力になってくれる可能性もあると考えている。現状は保健師の募集をしても採用は厳しい状況にあり、今後、助産師や看護師の採用も考えていきたいとの答弁がありました。

このほか特に御報告いたす質疑もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第32号　下田市子ども・子育て会議条例及び下田市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

下田市第３期子ども・子育て支援事業計画は、令和12年度には、下田市こども計画に含まれることにより、「子」が「こ」になった理由は、ゼロ歳から18歳までの対象者が39歳までになったとのことですが、下田市子ども子育て会議の委員が15人から20人に増員しただけで、青年期の要望を取り上げた計画づくりを進めることができるのでしょうか、という質疑があり、これに対して当局からは、令和８年度にこども家庭課が設置され、下田こども計画が策定されることになります。

令和８年度の下田市子ども・子育て会議委員は19人を予定しており、高校生については下田高校副校長が代表し、青年期については社会福祉協議会や賀茂労働者福祉協議会の代表から意見を伺うように考えております。

また、構成委員は余裕も１人ですがあり、増員することも可能ですが、現在の委員構成で問題ないものと考えております、との答弁がありました。

このほか、特に御報告いたす質疑もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第33号　下田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

特例保育について、一般乳児・一時預かりは下田市において、今どのような状況か、という質疑があり、これに対して当局からは、特例保育は、現在下田市においては、ない状況であるとの答弁で、基本的にどうであるとか、特殊な事情でどうしても施設がない災害時の対応、待機児童があふれ、許可の保育であるとか民間の保育施設での受入れ体制ができない状態の中に、やむを得ず見ますというときに認められますが、現在下田市においては想定でき

ないと思われますとの答弁がありました。

このほか、特に御報告いたす質疑もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第37号　下田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

今回の補償基礎額の第１号の廃止による第２号の改正についてという質疑があり、これに対して当局からは、第１号、配偶者への加算額100円の廃止に伴い、第２号の22歳に達する最初の３月31日までの間にある子へ383円から433円に引き上げられたとの答弁がありました。

次に、現在の補償対象者についてという質疑があり、これに対して、昭和51年に水災により１名の団員が亡くなられたことから、遺族補償年金をお支払いしているとの答弁がありました。

以上のような審査を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（中村　敦）　ただいまの総務文教委員長の報告に対し質疑を許します。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村　敦）　これをもって、総務文教委員長に対する質疑を終わります。

自席へお戻りください。

ここで休憩します。11時５分まで休憩します。

午前10時52分休憩

―――――――――――

午前11時05分再開

○議長（中村　敦）　休憩を閉じ、会議を再開いたします。

これより、各議案について討論、採決を行います。

まず、議第27号　第５次下田市総合計画基本構想の一部変更についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村　敦）　討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村　敦）　御異議はないものと認めます。

よって、議第27号　第５次下田市総合計画基本構想の一部変更については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第28号　指定金融機関の指定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村　敦）　討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村　敦）　御異議はないものと認めます。

よって、議第28号　指定金融機関の指定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第29号　負担付きの寄附の受納についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村　敦）　討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村　敦）　御異議はないものと認めます。

よって、議第29号　負担付きの寄附の受納については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第30号　下田市行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村　敦）　討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村　敦）　御異議はないものと認めます。

よって、議第30号　下田市行政手続条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第31号　下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村　敦）　討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村　敦）　御異議はないものと認めます。

よって、議第31号　下田市職員給与の関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第32号　下田市子ども・子育て会議条例及び下田市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村　敦）　討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村　敦）　御異議はないものと認めます。

よって、議第32号　下田市子ども・子育て会議条例及び下田市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第33号　下田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村　敦）　討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村　敦）　御異議はないものと認めます。

よって、議第33号　下田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第34号　下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

12番　沢登英信議員。

〔12番　沢登英信登壇〕

○12番（沢登英信）　議第34号　下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論をさせていただきます。

先ほども申し述べましたように16.5％ものですね、引上げをするというのは、やはりこれは尋常ではないと。しかも、この国民健康保険の税改定についての当局自らがですね、下田市健康保険税の賦課方法に関する事項について諮問を出しておりますが、諮問の内容としまして、３つの柱を立てていようかと思うわけです。下田市標準保険税率に近づけること、そして残金、基金残金を留保できること、被保険者への急激な負担増を回避すること、この原

則そのものがですね、妥当なものかどうなのかと、こういうことをまず議論をしていただきたいと思うわけですが、残念ながら委員会の中ではそこの議論が欠落をしてたと、こういう具合に私は思うわけです。

標準税率に近づけることということですが、それらも３年間でやらなければならないというこの規則や原則はどこにあるのかと、これも一定の３か年でそこまで引き上げようというですね、計画を立てたということであって、その妥当性についてはですね、十分な疑問があると、さらに基金残高を留保できること、何のために留保するんだと、令和９年度のですね、国保の運営をスムーズにするためだと、これはですね、この第３つ目のですね、被保険者への急激な負担増を回避するということをですね、ないがしろにしているという、こういう措置だと思うわけです。

１、２、３がそれぞれですね、原則が原則として成り立っていないと、矛盾し合っているというこういう原則を立ててですね、これに基づいてこの16.5％を３年間でやるので、引き上がったほうがいいという結論を出したというようなことから言えばですね、これは、やはり十分検討しなければならない課題であろうかと思うわけです。

原則今までの国保の運営はですね、引上げ等については、できるだけこの２年に一度ということが実態としてやってきたわけですね。それが８、９、10と年々国保を上げていくんだと、その原因もですね、繰入金をしないような仕組みになったから県もしないんだ、下田もしないんだと、令和９年度までということですね、繰入れの制度はなくなるんだからと。そんな制度もありもしないのに勝手にですね、そういう制度や指導があったということで、法的なものではないにもかかわらず、指導があったということで、その指導を諾々と受け入れると。

結局このことはですね、国保の運営を、この市として集約するという観点のみであってですね、この国保料を払い、医療のサービスを受けるという市民及び被保険者の立場に何ら立っていないと、市民の立場に立っていないですね。この値上げを認めるというようなことは、私は当然すべきではないし、できないことだと、こういう具合に思いますので、これはもう一度考え直していただいてですね、対応していただくと、こういうことが必要であろうかと思うわけです。

実態的には、この4,000万残してるわけですので、この4,000万を繰り入れた場合にどのぐらい引き下げることができるのか、そして、この県がですね、財政安定化基金を入れなくなったと、これが8.39％だとこういうことで言えばですね、これは当然市町村会や等々含めて

ですね、県のこのような姿勢というのは改めていただくということを県に申し伝えるという、こういうふう附帯決議さえ委員会としてはつけていないと。市民の立場に立ってる値上げの改定ではないということは、こういうことから言ってもですね、私は明らかだろうと思うわけであります。

したがって、そういう意味では、この審議会ですね、審議会も市民の側に立った、果たして審議をしてきたのかと、国保ですね、運営協議会を含めて、検討していただかなければならない課題ではないかと思いますので、ぜひともこの点はですね、改めていただきたいと思いますし、提案としては、ですから３年間でやるというようなことではなくて、もう少し長いスパンで検討ができないかということと、少なくとも4,000万のお金をですね、値上げをしないような方向で、それを使い切るということは、今すぐできることですので、それさえせずにですね、16.5％の値上げでよろしいんだというような結論がですね、やっぱり私は出すべきではないし、ぜひとも多くの議員の皆さんが、被保険者、市民の立場に立ってこの値上げをですね、幾らかでも少なく負担がですね、少なくて済むようなそういう措置を取っていただきたいと切に願いまして、反対の立場の討論を終わらせていただきます。

○議長（中村　敦）　次に、賛成意見の発言を許します。

４番　土屋　仁議員。

〔４番　土屋　仁登壇〕

○４番（土屋　仁）　議第34号　下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の立場から討論をいたします。

本改正につきましてはですね、大変大幅な引上げを伴いまして市民生活への影響が多い内容であります。しかしながら、本市の国保財政の現状を直視すれば、これは先送りできない課題でありまして、今、責任を持ってですね、対応すべきものでございます。

こちら改定の理由につきましては４点でございます。先ほど委員長からの報告もございました。

まず、第１点目といたしまして、子ども・子育て支援制度、また診療報酬の改定など、国の制度の変更への対応でございます。

２番目に、県の財政支援終了によりまして納付金が13.1％の増となったことでございます。

３つ目として基金が約7,000万円まで減少いたしまして、これ以上の活用が困難となったと。

４つ目といたしまして、令和17年度に向けた保険料水準の統一制度への移行でございます。

またですね、一般会計からの補塡につきましては国の方針上制約がございます。また、県の貸付制度も要件が厳しくて現実的な手段とは言えないというところでございまして、改定を行わないことには将来の負担の先送りになるということでございます。

基金につきましても4,000万円を留保しているという部分ございますけれども、こちらにつきましてもですね、今後不透明な経済情勢を踏まえまして妥当なリスク対応と考えるところでございます。

この国民健康保険制度につきましては、市民の命と健康を支える基盤でございます。その持続性の確保は最優先の課題でございます。今回の改定は将来の急激な負担増を避けるための計画な措置であると考えます。当局におきましてはですね、こちらの決定を本改定の必要性につきまして、市民の皆様に対し、丁寧で分かりやすい説明をお願いいたしまして、本案に賛成するところでございます。

以上でございます。

○議長（中村　敦）　次に、反対意見の発言を許します。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村　敦）　これをもって討論を終わります。

御異議がありますので本案は、起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村　敦）　着席ください。起立多数であります。

よって、議第34号　下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第35号　下田市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村　敦）　討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決すること

に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村　敦）　御異議はないものと認めます。

よって、議第35号　下田市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第36号　下田市水道使用条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村　敦）　討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村　敦）　御異議はないものと認めます。

よって、議第36号　下田市水道使用条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第37号　下田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村　敦）　討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村　敦）　御異議はないものと認めます。

よって、議第37号　下田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次は、日程により過日、予算特別委員会に付託いたしました、議第38号　令和８年度下田

市一般会計予算、議第39号　令和８年度下田市稲梓財産区特別会計予算、議第40号　令和８年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計予算、議第41号　令和８年度下田市公共用地取得特別会計予算、議第42号　令和８年度下田市国民健康保険事業特別会計予算、議第43号　令和８年度下田市介護保険特別会計予算、議第44号　令和８年度下田市後期高齢者医療特別会計予算、議第45号　令和８年度下田市水道事業会計予算、議第46号　令和８年度下田市公共下水道事業会計予算、議第47号　令和８年度下田市漁業集落排水事業会計予算。

以上、10件を一括議題といたします。

これより、予算特別委員会、鈴木　孝委員長から委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

11番　鈴木　孝議員。

〔予算特別委員会　鈴木　孝登壇〕

○総務文教委員長（鈴木　孝）　過日の本会議で予算特別委員会に付託された議第38号から議第47号までの10件について、審査の経過及び概要を報告いたします。

本委員会は去る３月10日に、委員12名全員出席の下、開会し、総務文教分科会及び産業厚生分科会を設置しました。総務文教分科会に、議第38号のうち関係部分と、議第39号、議第41号、議第42号人件費、議第43号人件費、議第44号人件費、議第45号人件費、議第46号人件費を割り振り、産業厚生分科会に議第38号のうち関係部分と議第40号、議第42号、議第43号、議第44号、議第45号、議第46号、議第47号を割り振りいたしました。審査に先立ち、３月12日に現地視察を行うなど、それぞれ慎重な審査を行いました。

その後、３月18日の本委員会にて、各分科会長から審査の経過概要について報告を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。詳細な審査内容については、会議録を作成いたしますので省略し、概要について報告いたします。

初めに、議第38号　令和８年度下田市一般会計予算の審査概要について報告いたします。

産業厚生分科会の審査概要です。

最初に、観光交流課の関係です。

世界一の海づくり事業・下田市夏期海岸対策協議会補助金4,600万円について、その内訳、要望、決定過程、白浜大浜の特殊警備の評価、改善点、令和８年度の対応の質疑に対し、内訳の概算として、ライフセービング委託費用2,500万円、特殊警備700万円等で、夏期対策予算の決定は４月に支部長会議を開催し、各支部からの要望を受けて、最終的には総会にて決定する。特殊警備については５年目となり、４年間の効果については原田支部や白浜観光協

会への意見聴取により、マナー向上等成果を上げているとの評価であり、課内での検討と財政部局との折衝を経て、休日とお盆の時期に５人を１人減の４人とし、新年度も同様の特殊警備会社に依頼する予定との答弁がありました。

分科会長報告後の質疑では、令和７年度で終了も検討されていた白浜大浜における夏期の特殊警備会社への予算が計上されている理由について、分科会で質疑、答弁があったかを問う質疑がなされました。これに対し、分科会長からは、原田支部、観光協会等との協議やアンケートを重ねた結果、継続の必要性があると判断された旨の説明があったとの回答がありました。

また、特殊警備員が違法行為者に対してどのような対応を行うことで効果が高まるか、今後検討を進めるべきだとの意見がありました。

建設課の関係です。

ペリーロード駐車場管理業務委託について、駐車場は条例で管理し、目的は道路交通の円滑化、利便性、観光商工の振興としているが、年間の運営の見直しやあじさい祭期間中の占用による駐車場運営について協議すべきの質疑に対し、市内には大型バスの駐車場が不足しており、当該施設は観光バスなどの駐車場として貴重であり、駐車場単体は赤字でも周辺への一定の経済効果がある。料金の値上げや無人化、市民の利便性、あじさい祭実行委員会との協議等を検討するとの答弁がありました。

下田市公共交通利用促進事業補助金について、令和７年度の実績と令和８年度の目標、利用者少数の解決策の質疑に対し、令和７年度は４月から６月、10月から12月の２回、計６か月、公共交通利用促進券の配布を行った。広報誌添付により１万7,000万枚の配布に対し約1,600枚の利用で低率でした。令和７年度はタクシー、バスとも200円としたが、令和８年度はタクシー券400円、バス券200円とし、タクシーの利用を期待している。広報は回覧、ＳＮＳで周知を図り、利用率向上を図るとの答弁がありました。

インターチェンジ周辺まちづくり基本計画策定業務委託について、内容について、今後の進め方、インターチェンジ名称決定についての質疑に対し、対象区域は４万5,000平方メートル、箕作三叉路隣接地、地権者よりほぼ同意を得ている。土地利用の目指す姿は観光振興、地域活性化、道路利用者の休憩施設、防災機能の環境や、環境への配慮とし道の駅として整備する。

令和８年度に基本計画を業務委託し、仮称下田北インターチェンジの周辺まちづくり検討協議会にて助言、提言をいただき進め、令和13年度を完成予定とする。インターチェンジの

正式名称は、開通１年前ぐらいに国から自治体に対し、候補が３つほど上がり、その中から１つ選び、静岡県標識適正委員会に諮り、国の基準に適するかを審査し、決定されるとの答弁がありました。

分科会長報告後の質疑では、丸山住宅について、施設の老朽化に加え、年間約780万円の借地料がかかっていることから、条件の良い住宅を用意し、入居者に移転をお願いしていく必要があると思うが、そのような議論があったかとの質疑がなされました。

それに対して分科会長からは、住民にとって住み慣れた場所を離れることの困難さがあり、移転には難しい面があるが、耐震性の問題も含め丁寧な説明を粘り強く行っていく旨の回答があったとの説明がありました。

市民保健課の関係です。

保健衛生総務事務、順天堂大学医学部附属静岡病院バス利用者助成金について、令和７年度の実証実験結果、ダイヤ・路線変更の結果、令和８年度の進め方について質疑に対し実証運行は半年行い、10月から行きが１便、帰りが２便で運行し利用者が増えている。登録者が149名、利用者が１月末で延べ100名、月に二、三回通院の方も多いようである。伊豆市の小中学生の通学バスと併用することで国庫補助の路線に採用され、今後安定した運行ができるとのこと、利用券は500円券を1,400回分予算計上し、申請された方に郵送するとの答弁がありました。

環境対策課の関係です。

ごみ収集事務、ごみ処理手数料事務について、ごみ持込み手数料値上げの影響、紙資源ごみの分別処理、減量化についての質疑に対し、料金改定により減量化が進む、一般廃棄物処理基本計画でごみ減量は年間約４％と見込んでいる。資源ごみ分別処理を集積場所拡充等で進めたいが収集場所や収集体制に課題もあり、事業系の雑がみや段ボールの収集も、収集業者との協議や事業所への分別の啓発マニュアルをまとめ、進めていきたいとの答弁がありました。

分科会長報告後の質疑では、報告書にある行政施設が排出する事業系ごみにおける行政施設とはどの範囲を指すのかとの質疑がなされました。これに対し分科会長からは、下田市役所や学校など、市に関連する施設を指すものであり、新年度からは会計年度任用職員１名によりごみを収集して、焼却場へ搬入する体制となる旨の回答があったとの説明があった。

産業振興課の関係です。

ワーケーション施設の有効活用の進捗と維持管理についての質疑について、ワーケーショ

ン施設の支出は企業誘致推進事業において光熱費、インターネット接続料、火災保険料の支出を計上している。草刈りは当面職員が対応する。施設の有効活用は民間にサウンディング方式で31件ほど検討したが未決定、国庫補助金返還にならないような活用にしたい、駐車場の貸付けは施設自体と併せて検討したいとの答弁がありました。

移住・交流居住推進事業について、地域おこし協力隊の連携、デジタルノマド、二地域居住コーディネーターの活動についての質疑について、二地域居住コーディネーターは令和８年度１名体制とし、７月から国庫補助の実証実験、リール動画インスタグラムを担当し、地域おこし協力隊デジタルノマド部門はノマド協会に協力いただき日本人を問わず英会話ができる人材を採用したい。課として農業部門１名と移住部門２名、今後のデジタルノマド部門１名を加えた隊員の連携・管理は活動の活性とともに、終了後の定住を見据えていきたいとの答弁がありました。

分科会長報告後の質疑では、ワーケーション施設について、利用が進まず放置されている状況であるため、早急に利用者を募り、有効活用を図るべきではないかとの観点から、そのような議論があったか質疑がなされました。これに対し分科会長からは、サウンディング方式等を取り入れながら活用を進めているが、国庫補助を受けた施設であることから用途の制約があり、利用者が決まりにくい現状があるとの説明や今後は利用者の決定と有効活用に向けて努力していく旨の回答があったとの説明がありました。

次に、総務文教分科会の審査概要です。

議会事務局の関係です。

歳入はなく歳出の主なものとして、普通旅費、都市交流関係、159万4,000円は、姉妹都市・友好都市訪問として萩市、那須町訪問を予定、また、ニューポート市訪問につきましては、議長が訪問団長となる予定のため、95万円見込んでいる等の説明がありました。そのほか、質疑、答弁はありませんでした。

総務課の関係です。

人事管理事務における、令和７年度末退職予定人数及び令和８年度新規採用予定人数についての質疑に対し、退職予定者は10名、新規採用予定者は８名であるとの答弁がありました。

新庁舎の管理事業の光熱水費1,700万円について、光熱水費は延べ床面積で積算しており、これまでの額よりも少し増えていること、また新たに太陽光発電設備、発電量143.84キロワットアワーを設置しているが、自家消費に充てる分しか発電できず、売電するほどの電力ではないこと、また余剰電力も見込めないため蓄電機能は備えていないとの答弁がありました。

企画課の関係です。

サーフシティ構想推進業務委託の委託内容や、推進委員についての質疑に対し、委託については、サーフィンの来訪者、経済効果等の調査、Ｗｅｂ記事やＰＲ動画の作成等、推進委員については、サーフィンやスポーツ、その他の関係者を中心にサーフシティを進めていくために、実践的な枠組みの調整をしていく。また、今後もサーフィンへの関心や体験会、ＰＲを通じて、大会だけではなくライフスタイルに取り入れたサーフィンを普及していきたいとの答弁がありました。

また、新庁舎等建設推進事業では、これまでの新庁舎の建設にかかった費用は幾らであるか、また、５月の全面開庁時の移転に係る引っ越し費用は幾らであるかの質疑に対し、東本郷庁舎解体工事予定額１億7,000万円、引っ越し費用を含めて、36億5,499万4,000円であり、東本郷庁舎から、河内庁舎への引っ越しは５月２日から６日の連休の５日間で職員が行う予定。防災無線移設費の1,311万円を含め、引っ越しに関わる費用の合計は7,294万円との答弁がありました。

分科会長報告後の質疑では、太陽光発電設備の設置による電気料金削減効果について、どのような議論があったかという質疑がなされました。これに対し分科会長からは、日射量など不確定要素が多く、年間を通じて検証しなければ明確な削減効果は判断できない旨の回答があったとの説明がありました。

財務課の関係です。

令和８年度の市債借入額は７億2,050万円となっている中、過疎債が３億8,480万円であり、過疎債のうち3,500万円は、基金として積み立てられている。起債をしてまで、基金として積み立てる理由についての質疑に対し、過疎地域持続的発展基金積立金は令和７年度末残高が7,000万円となりソフト事業に使える資金である。また、資金の70％は交付税算入され有利な地方債ですとの答弁がありました。

税務課の関係です。

市税の徴収率を上げる方策として、口座振替やコンビニ収納を推進していることについての質疑に対し、口座振替は、金融機関により１件当たり10円から20円の手数料がかかることに比べ、コンビニ支払いは１件あたり79円の手数料がかかるので、できれば口座振替を推進していきたいとの答弁がありました。

また、市税収入については、市民税は個人法人ともに収入増、固定資産税は微増であるとの説明があったが、人口が減ってきているのに個人市民税収入が増えている状況をどのよう

に分析しているかなどについての質疑に対し、人件費の上昇による所得増の要因があり１人当たりの市民税額が増えていること、固定資産税は評価額が下げ止まりしていることにより、税収が保たれているとの分析をしていること、さらに、収納率、現年は個人市民税が98.1%、法人市民税が99.5%、固定資産税97.2%であるが、固定資産税は市外居住者の割合が高いこと、相続人を探すのに手間がかかることが壁となっていることに対し、国税庁のデータとの連携を図って収入を上げていきたいとの答弁があった。

防災安全課の関係です。

第６分団統合詰所建設工事の、団統合と旧詰所の活用についての質疑に対し、第１部の吉佐美地区、第３部の田牛地区が既に統合し、第１部、吉佐美地区、田牛地区となっている。活用については第１部詰所は区や関係団体と調整中で譲渡予定をしており、第２部、大賀茂地区は老朽化もあることから備蓄倉庫として使用したいとの答弁がありました。

福祉事務所の関係です。

個別避難計画の策定状況について、現状、対象者は3,900人と把握しているが、個別避難計画は300件程度を策定済みであること、また今年度はさらに29件を策定することにしているとの説明があった。これに対して計画策定予定数が全体数に比して少ないのではないかの質疑に対し、プライバシー問題があり策定に同意を得にくい状況であるが、居宅介護支援事業所ケアマネジャー等に計画作成協力依頼をする等工夫を重ねながら、策定数を増やしていきたいとの答弁がありました。

地域住民と行政のかけ橋となる民生・児童委員の活動について。定数と現状、民生児童委員と主任児童委員の仕事の違い等の質疑に対し、現在、定数56人に対し民生児童委員39人、主任児童委員３人の計42人。委員の確保が難しい現状である。主任児童委員は個別の問題などを対処する役割を担っていただいているとの答弁がありました。

ライフデザイン・結婚支援重点推進業務委託について、令和７年度に実施した、下田で恋活の内容及び結果並びに、令和８年度の実施案についての質疑に対し、参加人数は男性12人、下田市、女性12人、下田市４人、県内４人、県外４人であり、年代別では、20歳代９人、30歳代10人、40歳代５人であった。その結果、４組のカップルが成立し、さらに参加者アンケートでは81%が、また実施してほしいとの回答した一方で、恋愛要素が乏しいことや、年齢幅が広過ぎるとの意見もあり、令和８年度は予算を88万円に増額し、ふじのくに結婚応援協議会や県の結婚支援コンシェルジュの意見も参考にしながら、より魅力のあるイベント内容を検討していくとの答弁がありました。

分科会長報告後の質疑では、令和８年度に設置されるこども家庭課により、どのような事業が実施されるのかについて質疑がなされました。これに対し分科会長からは、令和８年度から次年度にかけての子ども計画において７つの重点施策が掲げられており、子育て支援拠点の充実、こども家庭課内へのこども家庭センターの設置、保健師、社会福祉士、児童福祉司等の配置、市の保健機能と児童福祉機能の一体的運用を進めていく旨の回答があったとの説明がありました。

学校教育課の関係です。

持続可能な行財政運営に向けた取組として、市内７小学校の在り方を検討した、小学校在り方検討会議で提言書をまとめ、その提言書を踏まえて小学校の魅力化会議を設置するとのことだが、どのような検討が進められるのかとの質疑に対し、小規模校として新たな取組をしている先進事例校などの視察を踏まえて調査・研究し、小規模校の魅力的な授業の在り方、どのような検討が進められているかの質疑に対し、小規模校として新たな取組も検討し、中長期的な整備につながる整備方針なども検討していきたい。

そのためには小学校の体育館への空調設備については、スポットクーラーで対応する方針であるものの、再編等の整備方針によっては、空調設備を整備することも検討したいとの答弁がありました。

小学校管理事業のうち、複式学級の状況についての質疑に対し、小学校７校中、複式対象が６学級であるが、そのうちの２学級が県の複式解消の加配対象となり、県の講師を２名配置、残り４学級については、県の加配がないため、市の講師を４名配置している。各学校の実学級数の減少や、県の加配人数未満の増加が見込まれる状況であるとの答弁がありました。

炊飯を外注ではなく自前にする理由は何であるかとの質疑に対し、下田市立学校給食センター内に炊飯施設を6,500万円の予算で増築、改修するものです。炊飯器３台を２回転させ、一日1,260食分の炊飯を行う。現在の週３回の米飯は、南伊豆町下賀茂にある大丸堂製菓から納入しているが、来年１月から給食センターで炊飯予定。メリットは、炊き込みの御飯などを提供でき、配送経費と業者への利益分が若干軽減できる見込みであるとの答弁がありました。

学校給食の提供体制はどうなっているかについての質疑に対し、シダックス大新東ヒューマンサービスに、一日約1,150食分を委託を予定しており、週一回のパン食は株式会社あおき、週１回の麺類は東伊豆町稲取の遠藤製麺から納入しているとの答弁がありました。

分科会長報告後の質疑では、高校生の通学補助について、公共交通の利用促進や通学時の

渋滞緩和といった具体的な成果の見込み、また令和９年度以降の財源についてどのような質疑・答弁があったかを問う質疑がなされました。これに対して、分科会長からは、令和９年度以降の財源についてはふるさと応援基金等を活用していきたい。また、キャンパス制が導入された場合には補助制度自体、見直さなければならないとの答弁はあったが、そのほかの質疑はなかったとの回答がありました。

次に、下田市立学校給食センターの炊飯設備設置工事に約6,500万円の予算が計上されている件について、設置理由や費用対効果に関する質疑がありました。これに対し、炊飯委託業者の高齢化により将来的な委託継続が困難となる可能性があること、また自前で炊飯することで温かい御飯を提供できるメリットがあることが理由として挙げられた。初期費用はかかるものの、長期的には費用回収が見込まれ、配送費の削減にもつながる旨の回答があったとの説明があった。

生涯学習課の関係です。

青少年海の家管理運営事業について、青少年海の家に関し、田牛地区との検討委員会の設置や、その進捗状況についての質疑に対し、敷地内に未登記の土地があり、検討を進めることが難しく、現在、登記手続を優先して進めており、令和７年度当初には、９筆あった未登記の土地が現在４筆まで整理され、本年度中にさらに１筆の登記を予定しているとの説明がありました。さらに、これらの手続と並行して、今後の方針についての検討も進めていくとの答弁がありました。

なお、各分科会長の報告に対する質疑については会議録記載のとおりとなります。

質疑終了後、討論の有無について確認したところ、委員より反対及び賛成の討論がありました。

討論の主な内容は、奨学振興事業の高校生通学金補助金の予算計上に対し反対、令和８年度全ての事業執行に当たり必要な予算であるため賛成などの意見でありました。討論終了後、採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決することに決定をいたしました。

以上が議第38号の審査概要であります。

次に、議第39号　令和８年度下田市稲梓財産区特別会計予算の審査概要について報告いたします。

総務文教分科会による総務課の審査では、特に質疑や要望はありませんでした。

なお、各分科会長の報告に対する質疑については、会議録記載のとおりとなります。

質疑終了後、討論の有無について確認したところ討論はありませんでした。採決の結果、

全会一致で原案のとおり可決することに決定をいたしました。

以上が議第39号の審査概要であります。

次に、議第40号　令和８年度下田市駅前広場整備事業特別会計予算の審査概要について、報告いたします。

産業厚生分科会による建設課の審査では、駅前広場整備事業について、事業計画がなく科目存置になっているが、東本郷庁舎跡地の整備と連動して駅前広場の整備の重要性が高まっている。その計画の進捗はどうなっているか、の質疑に対し、下田駅周辺地区整備検討会において駅前広場と庁舎跡地を個々単独ではなく連携した整備、中間の民地を取得しての連続した整備、駅舎建て替えを含めた整備等、提案されている。細々とした整備を順次にとの計画もある。短期長期の計画を平行に考え令和８年度に基本構想を定めていきたいとの答弁がありました。

なお、各分科会長の報告に対する質疑については、会議録記載のとおりとなります。

質疑終了後、討論の有無について確認したところ、討論はありませんでした。採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定をいたしました。

以上が議第40号の審査概要であります。

次に、議第41号　令和８年度下田市公共用地取得特別会計予算について報告いたします。

総務文教分科会による財務課の審査では、特に質疑や要望はありませんでした。

なお、各分科会長の報告に対する質疑については、会議録記載のとおりとなります。

質疑終了後、討論の有無について確認をしたところ、討論はありませんでした。採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定をいたしました。

以上が、議第41号の審査の経過概要であります。

次に、議第42号　令和８年度下田市国民健康保険事業特別会計予算についての報告をいたします。

産業厚生分科会による市民保健課、税務課の審査では、歳入の国民健康保険事業基金繰入金について、基金繰入金3,000万円の意図と今後の基金の運用についての質疑に対し、3,000万円は前年より200万円の減額であり、昨年度に引き続き基金を活用し、昨年度と同等の保険料の軽減を図るもので、残額は4,000万円であり令和８年度末の基金残高を見て運営協議会での保険料率引上げの議論については軽減のための繰入れの議論が予想される。最終的には保険料の統一において保険料率の引下げに基金を使うことはできなくなり、人間ドックの補助金等の保険事業に使われることになるのではとの答弁がありました。

歳入の一般会計繰入金、出産育児一時金繰入金について、制度改正により500万円減の科目存置になった内容は、の質疑に対し、出産育児一時金に対しては一般会計から３分の２の補助、繰入れが認められていたが今年になって令和８年度の予算要求の注意事項として、令和８年度から一時金では認めないとの国から各市町に通知があり、分娩費用を保険診療化する国会審議もあり対応に苦慮するものであり、保険診療になれば予算上、普通交付金で対応することになります。予算としては、県支出金を財源とし、５件分、250万円を計上したとの答弁がありました。

総務文教分科会に付託された総務課所管分の人件費の審査では、総務課の説明を受け、質疑はありませんでした。

なお、審査の過程で、特に質疑や要望はありませんでした。

なお、各分科会長の報告に対する質疑については、会議録記載のとおりとなります。

質疑終了後の討論の有無について確認したところ、委員より反対及び賛成の討論がありました。討論の主な内容は、基金の4,000万円を使わずに保険税を16.5％の値上げではなく、引き下げる予算を組むべきとの反対。国民健康保険財政の現状を鑑み今改定していかなければ、今後保険税水準の統一制度の移行などもあり、将来への負担が先送りとなるため賛成などの意見でありました。

討論終了後、採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決することに決定をいたしました。

以上が議第42号の審査概要であります。

議第43号　令和８年度下田市介護保険特別会計予算について報告いたします。

一般介護予防事業、高齢者サロン活動支援助成金について、令和７年度は一般会計での事業だが令和８年度は国保特会に変更した理由、地域福祉課所管になる場合の変更点についての質疑に対し、今まで一般会計での事業だが一般介護予防の普及啓発事業に整理することができ補助率がよいほうに移動したもので、地域福祉課に移動しても変わることがなく、福祉事務所との関連があるのでどちらかというとプラスになるとの答弁がありました。

総務文教分科会に付託された総務課所管分の人件費の審査では、総務課の説明を受け、質疑はありませんでした。審査の過程で、特に意見や要望はありませんでした。

なお、各分科会長の報告に対する質疑については、会議録記載のとおりとなります。

質疑終了後、討論の有無について確認したところ討論はありませんでした。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上が議第43号の審査概要であります。

議第44号　令和８年度下田市後期高齢者医療特別会計予算について報告いたします。

後期高齢者医療総務事務、健康診査業務委託について、この健康診査は一般会計でのフレイル予防や一体的実施事業と関係があるか、の質疑に対し、一体的事業ではない、後期高齢者に対する保険事業として行っている健康診査であるとの答弁がありました。

総務文教分科会に付託された総務課所管分の人件費の審査では、総務課の説明を受け、質疑はありませんでした。

なお、審査の過程で、特に意見や要望はありませんでした。

なお、各分科会長の報告に対する質疑については、会議録記載のとおりになります。

質疑終了後、討論の有無について確認したところ討論はありませんでした。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定をいたしました。

以上が議第44号の審査概要であります。

議第45号　令和８年度下田市水道事業会計予算について報告をいたします。

物価高騰に対する国の交付金を活用して、４か月の水道料の基本料の減免について、以前の２か月減免措置との違いはあるか、期間延長の可能性はあるか、市民への周知や広報をしっかりすべきとの質疑に対し、令和２年度に行った２か月の減免の国の解釈が現年分の減免はよいが、それによって補助金が交付されなくなる。今回は減免しても補助金は問題ないとの国からの回答を得て行うもので、事業効果と事業とのバランスにより４か月となった。海外紛争の影響による延長の必要性の検討は企画課を中心に決定されるものと思う。市民への周知、広報は議案可決後、公式ＬＩＮＥやメール配信サービス、広報誌で行うとの答弁がありました。

債務負担、落合浄水場遠方監視装置改良工事について、業務内容と各年度の業務量の質疑に対し、今までＮＴＴ専用回線のテレメーター回線を使用していたが３年後に回線自体がなくなるためデジタル回線に切り替えるもので、落合浄水場を基地局とし配水池、ポンプ場が26か所ありセキュリティの高い回線をするために機器を全て交換する必要があり、３年をかけて行うものですとの答弁ありました。

総務文教分科会に付託された総務課所管分の人件費に審査では、総務課の説明を受け、質疑はありませんでした。

審査の過程で、特に意見や要望はありませんでした。

なお、各分科会長の報告に対する質疑については、会議録記載のとおりとなります。

質疑終了後、討論の有無について確認したところ、討論はありませんでした。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上が議第45号の審査の概要であります。

議第46号　令和８年度下田市公共下水道事業会計予算について、報告いたします。

ウオーターＰＰＰの具体的な活用についての質疑に対し、民間の技術、ノウハウを活用し施設の維持管理、運営、更新を包括的に長期委託する官民連携手法であり、職員減少や老朽化、料金収入減などの課題に対し、効率的な運営によるコスト縮減を目指し、国が導入を推進しているが、市内の業者でどこまで対応できるか等の可能性調査、意向調査を行い令和９年度までに業者選定を行い、現状の包括管理委託レベルは2.5なので管理更新一体マネジメント方式、従来の維持管理に施設の更新計画、実施を加えたレベル3.5までお願いしたいと思う、との答弁がありました。

総務文教分科会に付託された総務課所管分の人件費の審査では、総務課の説明を受け、質疑はありませんでした。

審査の過程で、特に意見や要望はありませんでした。

なお、各分科会長の報告に対する質疑については、会議録記載のとおりとなります。

質疑終了後の討論の有無について確認したところ、委員から反対及び賛成の討論がありました。

討論の主な内容は、ウオーターＰＰＰ事業者選定支援業務委託料については、事業者や方針も定まらない中、事業を展開することや下水道料の徴収等も含め全て委託することに反対、国の推進する事業でもあり、現在当局側の技術者も少なく上下水道事業を継続するためには必要な予算であるため賛成などの意見でした。

討論終了後、採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決することに決定をいたしました。

以上が議第46号の審査概要であります。

議第47号　令和８年度漁業集落排水事業会計予算について報告いたします。

他会計負担金、他会計出資金について、計算式やルール分があるか、の質疑に対し、計算分より最小限にしている、資金ショートに配慮しながら繰入金を減らすことも考慮している、交付税措置分を出資金としている、との答弁がありました。

以上が、議第47号の審査概要であります。

なお、各分科会長の報告に対する質疑については、会議録記載のとおりとなります。

質疑終了後、討論の有無について確認したところ、討論はありませんでした。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上が議第47号の審査概要であります。

以上のとおり、予算特別委員会に付託された議案審査と経過概要を申し上げ予算特別委員長報告といたします。

○議長（中村　敦）　ただいまの予算特別委員長の報告に対し質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村　敦）　これをもって、暫時休憩します。

午後12時05分休憩

―――――――――――――

午後12時05分再開

○議長（中村　敦）　休憩を閉じ、会議を再開いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村　敦）　これをもって予算特別委員長に対する質疑を終わります。お疲れさまでした。

ここで、休憩いたします。１時５分まで休憩します。

午後12時05分休憩

―――――――――――――

午後１時05分再開

○議長（中村　敦）　休憩を閉じ、会議を再開いたします。

これより各議案に対する討論、採決を行います。

まず、議第38号　令和８年度下田市一般会計予算を討論に付します。

本案に対する反対意見の発言を許します。

８番　楠山俊介議員。

〔８番　楠山俊介登壇〕

○８番（楠山俊介）　令和８年度下田市一般会計予算に対しまして、１点について反対するところであります。

議員の皆様、当局の皆様、市民の皆様にこの場で反対の意思、理由を伝えるべきと判断をし、反対意見として述べさせていただきます。

１点とは6020事業、奨学振興事業の高等学校等通学補助金であります。私はこの請願において、趣旨採択の賛成意見を述べました。請願の趣旨は理解するが、施策の優先順位と財政上の事情により実現は困難であるとの考えであります。

私は、施策の優先順位、いわゆるプライオリティは政治、政治家の重要な課題であると考えます。市政全般を対象にすると課題、要望も多く、その優先順位も多様でありますが、あえて教育、子育てに特化しても高校生の通学補助よりも優先すべき課題、施策が多々あると考えます。

特に、小中学校、義務教育の施設整備、教育内容の充実に必要な施策を優先すべきと考えます。

例を挙げれば、学校トイレの快適化、体育館の空調整備を要望いたしました。酷暑熱中症対策として、校庭に日よけ施設やミストシャワーが必要とも思います。こども園や小学校、公園に障害の有無にかかわらず、全ての子供が快適に遊べるインクルーシブ遊具が求められてもいます。英語教育や地域課題解決の体験学習の充実による下田らしさの教育が必要であり、要望もいたしました。

子どもたちが楽しみにしている修学旅行に小学校で２万円から３万円、中学校で４万円から５万円かかる、全額保護者負担とのことです。この費用を全額あるいは一部補助すれば、保護者の経済的負担は均等に軽減されます。使い方によっては、内容の充実にもつながると思います。

姉妹都市との交流において、ニューポートへの中学生の訪問は４名ですが、増員も検討すべきですし要望もしました。子どもたちも望んでいると思います。沼田市との交流では、過去にスキー体験などを実施し、子どもたちの訪問を行っていましたが、近年子どもたちの訪問交流はありません。萩市においては、吉田松陰先生の縁を下田の歴史、開国の偉人として、子どもたちに教えていながら、その生誕の地、活躍の地である萩市への子どもたちの訪問交流を全くしていません。

平和宣言都市として、広島平和記念資料館と平和教育に必要な地域や施設への子どもたちの定期的な訪問が以前議員からも要望されていきましたが実現されていません。毎年、児童館、子ども会館の要望も出ています。これらは一部ですが、これらの実施に関しては、当局もその必要性は理解しながらも財源確保の困難さにより執行されていないと思います。

これらの実現に対して、優先性と財源確保により順次行うことが必要であると考えます。このような状況において、今回の高校生通学費の予算化は優先性としては下位であり、財源

があるならば、義務教育で求められている事業に充てるべきと考えます。

財源に関しましても、令和８年度は10分10の物価高騰対応重点支援地方交付金を充当とのことですが、この交付金が毎年あるわけではなく、２年目からはどのようにしていくのか、過疎債の活用も提示されていますが、３割の一般財源が生じ、他の事業に影響を及ぼします。この施策ができるための財源が豊かになった、保障されたと言える状況でしょうか。

施策の目的として、１として、子育て支援、就学支援の一環として、保護者の経済的な負担軽減とありますが、先ほど言った修学旅行費などの義務教育において保護者の負担を均等に軽減できる施策が数々あるのに、なぜ一部の高校生を対象としたものが優先されるのか。

目的２として、市内及び賀茂地区の高等学校の存続による地域力の維持となっていますが、なぜ伊東まで補助をするのでしょうか。

目的３として、市内公共交通の利用促進及び下田高校等への送迎車車両削減による公共交通の維持並びに通学時の渋滞緩和及び交通安全向上となっていますが、これらの実態や、通学費補助により、どの程度緩和されるのか。先にやるべきは公共交通の利便性の向上ではないのか、等予算分科会で説明や質疑が十分されてなかったように聞きます。

これら挙げた目的は、果たして的確であるか疑問であります。

以上の理由により、令和８年度下田市一般会計予算において、高等学校と通学費補助の予算計上に反対するものであり、結果として、令和８年度下田市一般会計に反対するものであります。

以上です。

○議長（中村　敦）　次に、賛成意見の発言を許します。

１番　柏谷祐也議員。

〔１番　柏谷祐也登壇〕

○１番（柏谷祐也）　議第38号　令和８年度下田市一般会計予算に対し賛成意見を述べさせていただきます。

そもそもなんですけども、趣旨採択を動議を出して、委員会のほうで発言させていただいたのは僕であり、ちょっとその意味もありまして、賛成意見を先に立ちたいとお話しさせていただきました。

僕は、学校のですね、存続であったりとか、そういった視点から、前回、趣旨採択に賛成させていただいたんですけども、やはりですね、学校の存続という意味では、今回のこの高校生の通学費補助に関しまして、補助率でありましたりというところで当局側もいろいろ考

えて出してきた案ではないかなと思います。

そのため、下田高校を中心として考え、補助率が20％、賀茂郡内なら15％、賀茂郡以外の高校であれば10％というふうに、いかに下田高校に残ってもらうかというところで補助率に関して、金額的には本当に少ないものであるのかなとは思いますけども、そうした4,000名以上の署名がある中での補助と考えますと、当局がもう様々考えていらっしゃったのかなと思いますので、私はこの通学生の通学費補助制度について今回賛成させていただきます。

なお、来年度以降の財源に関しましても、ふるさと応援基金でありましたり、他のものを活用していきたいというお話の中で、人口減少もあり、高校生も５％から10％減っていくんじゃないかなというところで財源についても、多少なり何とかなるという言い方したらあれかもしれないですけど、そういうところも含めて考えていきたいというところと、キャンパス制になったときには、またそのときは補助の在り方そのもの自体を考えていかなきゃいけないというお話もいただいておりました。そうしたお話も含め今回、賛成とさせていただきます。

以上です。

○議長（中村　敦）　次に、反対意見の発言を許します。

12番　沢登英信議員。

〔12番　沢登英信登壇〕

○12番（沢登英信）　議第38号　令和８年度下田市一般会計予算につきまして、反対の立場からの討論をさせていただきたいと思います。

本来であれば、この修正をしてですね、反対のとこだけの修正をして、皆さんに提案するというのは本論かと思いますけども、予算そのものというよりも、この当局の姿勢についてですね、令和８年度予算についての姿勢について大きな異論があるということで反対討論をさせていただきたいと思います。

特にごみ収集のですね、手数料の値上げ等々をしている中で、一般廃棄物の基本計画のごみ処理は年間この４％と見込んでいると、全くですね、この状況を資源化の推進をしようという姿勢になっていないということが大問題だろうと思います。

そして、何よりもやはりこの破綻した広域ごみ処理建設についてのですね、反省が何ら８年度予算の中でですね、３月31日にこの一部組合は解散するにもかかわらず、それらの問題についてどのようにごみ処理をしていくのかと、この基本方針が定められていないと。そもそもですね、一部事務組合のほうで、定められた焼却施設をつくることによって、11年度か

らはですね、新しいところでやると、組合でやるという具合に決まっておりましたのに、それはもう中止するわけですからできないということになる。当然それは、一部、一般廃棄物の処理計画をですね、見直してどのようにごみ処理を進めていくのかということを定めなければならないと思いますが、それらの手続が何らこういう具合にやるというようなことで一言も触れられていないということを指摘をしたいと思います。

そして、こんにちですね、地球規模で化石燃料などの資源原料が不足し、この枯渇と気候変動の大変な状態を迎えているにもかかわらず、全ての廃棄物は燃やすのではなくて再利用、再資源化しなければならない時代であることは明らかだと思うわけです。

そういう状態から考えればですね、自然に４％ずつ削減をしていく、人口減でですね、少なくなっていくんですよというようなことではなくて、具体的に紙ごみは、布ごみはこういう具合に削減していきましょうと、あるいは竹木についてはこういう具合に協力し合ってですね、置き場所さえあれば、それは土に返っていくってこともあるわけですから、そういう計画を立ててほしいということを何回も指摘を一般質問で指摘をしているにもかかわらず、それらのことが何ら検討がされていないと、こう言わざるを得ないと思いますので、予算のここに反対ということではございませんが、ごみについては、やはり今後どのように取り組んでいくのか、当局の姿勢をですね、明確にしていただくためにこの予算については反対という態度を取りたいということでございます。

もう１点はやはり、このワーケーション施設のですね、実態がですね、もう三菱地所さんが手を引いてからそのまま放置されてると、そして今後もこれもサウンディングというんでしょうか、そういうことを取り組みながらやるんだということでございますが、あずさ山の家のケースを見ましても、同じようなことにですね、なっていくんではないのかと、こういう心配せざるを得ないと思うわけです。

サウンディングって方式で、これが解決できるものなのか、ここで見ますとですね、国から補助金をもらっているので、ほかの利用はできないんだとこういうことでございますが、そうであればですね、このような国の制度に基づいて進めて、これが利用されていないという状況についてですね、やはり国が指導してきているということからいえば、国に返していく必要があると思うわけです。

どういう具合に考えてるのかと、どうしたらいいのか知恵を貸してくれと、応援してくださいよと、国に申し述べていくのが私は当然だろうと思うわけです。国が指導してきたこの事業でですね、全くその事業が機能をしていないという、こういう実態があろうかと思うわ

けです。

これらの点から考えますとですね、やはり国と下田市との関係をきっちり整備をしてですね、市民のための事業が展開されますように期待をしたいと。そういうことからいえば、この産業化のワーケーション施設の活用状況はですね、重大な問題の一つだと、国との関係もきっちり改めていただかなければならないという、こういう課題を含んでいるということで、実態はこのまま見過ごしてしまうというような姿勢ではないかと思いますので、令和８年度予算につきましては、そういう点をきっちり整備していただきますことを期待をしてですね、反対討論を終了、終わらせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（中村　敦）　次に、賛成意見の発言を許します。

６番　天野美香議員。

〔６番　天野美香登壇〕

○６番（天野美香）　では、議第38号　令和８年度下田市一般会計予算6020事業、高等学校等通学費補助金に対して賛成の立場から申し上げます。

この高校生通学費補助は、昨年の３月定例会におきましても1,153筆の署名の下、請願に提出され、その後、教育委員会で実施されましたアンケートにおいても７割を超える市民が賛成をしているという結果が示されております。これは市民、とりわけ子育て世代の切実な声でもあります。

これは明確な民意であり、議会として真摯に受け止めるべきものであると考えます。通学費補助におきましては、保護者の声を受け私も幾度と一般質問をさせていただいてきました。教育の機会は家庭の経済状況や移住地域によって左右されるべきではございませんし、その格差を少しでも是正し、子どもたちの未来を支えるための極めて意義ある施策であると思います。

中に財政の面ですとか、ほかの教育に予算を等々様々な御意見もございますけれども、しかし、進学先を決めるのは子どもたちであり、保護者であると思います。子どもたちへの投資を先送りすることこそ将来の負担を増やすことになるのではないかと思います。教育においての支援、予算は様々でございますが、子育てに待ったはございません。今本市に必要なのは、子育て世代に選ばれるまちづくりであり、ここで育てたいと思える環境整備であり、この制度はその第一歩であり、子育てする中で、この先の見える制度であると考えます。

これまでも繰り返し申し上げてきました。帰ってきたいと思えるまちにと、高校生の通学

は毎日利用する公共交通の存続を生じさせ、地域の持続にもつながっております。子育て支援は単なる支出ではございません。請願からこれまでに至るまでに関わってくださった市民の皆様や保護者の皆様、そして関係各位に深く敬意を表すとともに、待ち望まれた制度であり、必要な制度であると考えます。

始めることを重要と示し、本市が未来に選ばれるようこの制度が持続可能、今後に継続されることを強く求め、高校生等通学費補助金への賛成の意見とさせていただきます。

○議長（中村　敦）　次に、反対意見の発言を許します。

ほかに討論ありませんか。

13番　江田邦明議員。

〔13番　江田邦明登壇〕

○13番（江田邦明）　議第38号　令和８年度下田市一般会計予算に対し、賛成の立場で討論させていただきます。

まず、反対の立場のお二人の議員から討論がございましたが、議員または議会はしっかりとした対案を持って臨まなければいけないと私は考えております。

議案の中で認められない部分があるのであれば、しっかりと修正案を持って、対案を持って議会に臨むべきと私は考えております。

清掃費２目清掃費の関係、また、商工費、ワーケーション拠点施設の関係では、商工振興費ということで予算計上がございますが、反対の立場の議員が申し上げた内容については、この予算を執行していく中で、やはり改善すべき点もあると思いますが、反対意見があるからといって、この予算を否決することは８年度事業に大きな影響を与えるものと考えております。

次に、令和８年度の新たな施策として上げられました、高等学校等通学費補助制度についてでございます。

議会でも、議会改革特別委員会の中で、議会基本条例等の策定を検討していく中で、一つの考え方として、議案審議における論点情報の形成、議会は市長から市民生活に重要な影響を与える政策計画、施策事業等を含む議案が提出されたときは、議会審議における論点情報を形成し、その政策水準を高めることに資するため、市長に対し次に掲げる事項について明らかにするよう求めることができると各議会では、条例に定められているところでございます。

今定例会においてもそのような視点で審査をしてまいりました。一つ重要な政策等を必要

とする背景、こちらは令和５年から下田高校、松崎高校、稲取高校、既に120名の定員が削減されております。また、私学の無償化であったり、2028年度からのキャンパス制といった高等教育に対する大きな変革のときを迎えている背景がございます。

２つ提案に至るまでの経過、こちらは皆様御承知のとおりと思います。

３、他の自治体の類似する政策との比較検討、特に今回は通学区域によって補助率を変えた点、こちらは西伊豆町でも同様な施策を取っております。

４、市民参加の実施の有無とその内容、こちらは趣旨採択後、当局の政策推進政策会議等で議論された中、７月１日から７月28日まで市民向けのアンケートを実施しているところでございます。

５、総合計画との整合性、令和８年度からの総合計画、総合戦略でも教育振興、子育て支援、交通政策については、柱に位置付ける政策としてされております。また令和８年度からのこども計画においても、パブリックコメントの中で、高等学校等通学費補助制度については、新規の計画として、パブリックコメントの意見において記載があり、また、過疎地域持続的発展計画、こちらにおいても令和８年１月臨時会で議決されたとおり、下田市過疎地域持続的発展計画特別事業分、ソフト分として、教育振興の中で通学支援事業としてしっかりと記載されております。

６番目として、財源措置及び将来にわたるコスト計算についても、交付金の活用、また９年度以降、ソフト分の活用等また人口減に基づくコストについても、分科会等の審査で報告があったと聞いております。

７つ目、政策の効果、こちらについては、新たな事業を実施していく中で、しっかりと議会がチェックし、補助率の見直し等含めて二元代表制の下、市当局と議会が取り組んでいくものと考えます。

今下田市議会が行うことは、この制度を松崎町、東伊豆町へ広め、そして、2028年からのキャンパス制へ向け、導入に向け、県へ間接補助制度の導入といった意見書を提出することが議会の役目と考えております。

また、この新たな事業を採択することで、市民の方が市政の関心を持つ、請願による民意を直接的に市政へ反映させる一つの例として、市政に関心を持っていただくためにも、この民意を含んだ令和８年度下田市、令和８年度下田市一般会計予算については、全ての事業において必要な予算と考え賛成の立場で討論申し上げます。

○議長（中村　敦）　ほかに討論はありませんか。

７番　岡崎大五議員。

〔７番　岡崎大五登壇〕

○７番（岡崎大五）　では、賛成の立場から討論申し上げたいと思います。

まず、市長が冒頭ですね、施政方針演説の中で重点方針として、これ３番目に上げられました公共経営改革ということで、非常にこれが私はこの市政にとってはですね、大きな一歩を踏み出したのではないかなという実感がしております。

今日ようやくですね、最終日になって完成版が我々の手にも届きましたけれども、そこの議論をする中でですね、入湯税、宿泊税、ふるさと納税、下田公園あじさい祭の有料化、あずさ山の家の利活用、市民文化会館の運営の改善、伊豆縦貫下田、仮称下田北インターチェンジ、道の駅に関わる稲梓地域のまちづくり、そして下田魚市場の改修、こういったことがですね、これまで議会で議論をされてきたことがですね、やはりこの施政方針の中でも、施政方針の中ではなくて、公共経営改革の中でも取り上げられて、それをこれから公共経営改革の中で重点的に考えていこうという指針が示されたと。

我々議会はこれからですね、この公共経営改革をしっかり読み込んで理解しですね、この中でどういうふうにこの市政が進んでいくのかということを非常にチェックしやすいといいますか、これを一つの柱として、ここのところを見ながらほかのこともですね、考えていくという形で、議会のほうも運営がしやすくなったというような気がしております。

さらに先ほどから天野議員、江田議員が申しましたように高校生の通学費補助というところで請願が、趣旨採択というような形で昨年議決されたわけですけれども、今年予算化がされですね、多くの市民がですね、非常に歓迎を持ってですね、この予算を見ていただけるのではないかというふうな心持ちでほっとしております。

その中で、恣意的な判断ではなくですね、やはりこの地域にどうやって、せめて高校ぐらいまでは何とかこの地域で育てたいというですね、この下田市の気持ちはですね、この中に表れたのではないか。

先ほど、江田議員もおっしゃっていましたように、そもそもこの請願があったときから静岡県の関係者の方々とも相談をしております。その中で、これはやっぱり県のやっぱり事業じゃないだろうかというのを実際、私たち請願を手伝う中でも意見としてありまして、県の方ともお話をさせていただきながら、しかしながら県のほうでも下田市がやるということであればまた県のほうも考え方変わらざるを得ないかもしれないというような、これは意見交換の中ですけれどもそんなお話もいただいております。

ですから、これからやはりこの地域の高校をどうやって守っていくのかという次のフェーズにですね、我々が入った、その何ていいますか、第一歩が今回の高校生通学費補助ではなかったかというふうに理解をするところでございます。

また一方でですね、残念ながらごみ処理場がですね、出直し、見直し、出直しということで、これは新たな、またテーマをですね、我々議会、それから当局ともにですね、授かってですね、これを何とか、またいい方向にですね、向けて議論を重ねながら、将来をつくっていくということを考えなければいけないということが示されたところでございます。

３年間、議員になって３年目でございますけれども、この３年間やってきてですね、今回ほどですね、個人的な感想かもしれませんけれども、充実した議会はなかったんではなかろうかと、充実した予算審議はなかったんではなかろうかと、特にこの公共経営改革に向けた実行計画を短期間の間でつくってくださった市長はじめですね、当局の皆さんには感謝を申し上げて、賛成の立場からの意見とさせていただきます。

以上です。

○議長（中村　敦）　ほかに討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村　敦）　これをもって、討論を終わります。

御異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村　敦）　結構です、着席ください。起立多数であります。

よって、議第38号　令和８年度下田市一般会計予算は、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第39号　令和８年度下田市稲梓財産区特別会計予算を討論に付します。

本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村　敦）　討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村　敦）　御異議はないものと認めます。

よって、議第39号　令和８年度下田市稲梓財産区特別会計予算は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第40号　令和８年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村　敦）　討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村　敦）　御異議はないものと認めます。

よって、議第40号　令和８年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計予算は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第41号　令和８年度下田市公共用地取得特別会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村　敦）　討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村　敦）　御異議はないものと認めます。

よって、議第41号　令和８年度下田市公共用地取得特別会計予算は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第42号　令和８年度下田市国民健康保険事業特別会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

12番　沢登英信議員。

〔12番　沢登英信登壇〕

○12番（沢登英信）　議第42号の下田市国民健康保険事業特別会計の予算について、反対の立場から討論をさせていただきます。

16.5％ものですね、引上げを、この料金改定をしているというこういう中で、基金は既に7,000万あるのにですね、3,000万しか使わないと、やはり幾らかでも、なるだけですね、この16.5％を引き下げて、払いやすい国保料にしていくという努力をしたかというとですね、その努力はしてないんではないかと。7,000万も基金があるわけですから、そのうち3,000万しか使わない。あと4,000万はもう１年残しておくんだと、こういう措置をすることは全くないと私は思うわけです。

基金の繰入金をやはり7,000万にして、幾らかでもですね、この値上げ分を軽減をしていくと、こういうことが必要であろうかと思いますし、何よりもこの一番大きな問題は、県がですね、財政基金として援助してた基金を今年度から繰入れなくしたと、これが約8.何％とかって具合になってるわけですから。

これはやはりきっちり県に各町村ともですね、連携を取って態度を改めていただく、必要な資金としてですね、県にも提供していただけるような働きかけをしないままでですね、県が出さないことにしたから、仕方がないんだというこういう姿勢で予算を組むということは、全くこの市民や被保険者の立場にですね、立ってこの会計が運営されてないと、こういう具合に言えるんだと思いますので、そういう点を改めていただくために、この予算について反対の立場を取らせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（中村　敦）　次に、賛成意見の発言を許します。

４番　土屋　仁議員。

〔４番　土屋　仁登壇〕

○４番（土屋　仁）　議第42号　令和８年度下田市国民健康保険事業特別会計予算に賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

先ほど、議第34号　下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての審議の中でも申し上げましたとおりですね、今回これだけの大幅な改正をするというようなことでございます。

その理由につきましては、先ほど申し上げましたとおり、子ども・子育て支援制度等の国の制度変更の対応、それから県の財政支援終了によって納付金が増となったこと、それから基金が7,000万円まで減少し、これ以上の活用が困難となった。４つ目として、令和17年度

へ向けた保険料水準の統一制度の移行というような事業背景がございます。

それからですね、また一般会計からの補塡も難しい、それから県の貸付制度も難しいというようなことで、どうしても改定を行わなければですね、今後将来の負担が先送りになるというところでございます。

今回の改定につきましてはですね、将来の急激な負担増を避けるための措置ということでございますので、こちらの議題42号　令和８年度下田市国民健康保険事業特別会計予算について賛成するものでございます。

○議長（中村　敦）　次に、反対意見の発言を許します。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村　敦）　これをもって討論を終わります。

御異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村　敦）　着席ください。起立多数であります。

よって、議第42号　令和８年度下田市国民健康保険事業特別会計予算は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第43号　令和８年度下田市介護保険特別会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村　敦）　討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村　敦）　御異議はないものと認めます。

よって、議第43号　令和８年度下田市介護保険特別会計予算は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第44号　令和８年度下田市後期高齢者医療特別会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村　敦）　討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村　敦）　御異議はないものと認めます。

よって、議第44号　令和８年度下田市後期高齢者医療特別会計予算は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第45号　令和８年度下田市水道事業会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村　敦）　討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村　敦）　御異議はないものと認めます。

よって、議第45号　令和８年度下田市水道事業会計予算は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第46号　令和８年度下田市公共下水道事業会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村　敦）　討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村　敦）　御異議はないものと認めます。

よって、議第46号　令和８年度下田市公共下水道事業会計予算は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第47号　令和８年度下田市漁業集落排水事業会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村　敦）　討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村　敦）　御異議はないものと認めます。

よって、議第47号　令和８年度下田市漁業集落排水事業会計予算は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

◎発議第２号の質疑・討論・採決

○議長（中村　敦）　次は、日程により発議第２号　下田市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

11番　鈴木　孝議員。

〔11番　鈴木　孝登壇〕

○11番（鈴木　孝）　下田市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

提案理由は、下田市課設置条例の一部を改正する条例の施行に伴い、委員会の所管事項を改正するとともに、予算決算委員会を新たに設置するためでございます。

まず、総務文教委員会及び産業厚生委員会についてですが、12月定例会で可決された下田市課設置条例の一部を改正する条例の改正により、福祉事務所が地域福祉課に改められ、市民保健課の介護保険係と地域包括支援センターの業務を集約し、高齢者施策の一元化を図るとされました。また、福祉事務所及び学校教育課。

○議長（中村　敦）　ちょっとお待ちください。暫時休憩します。

午後１時51分休憩

午後１時52分再開

○議長（中村　敦）　休憩を閉じ、会議を再開いたします。

提出者。

〔11番　鈴木　孝登壇〕

○11番（鈴木　孝）　11番。はい、失礼いたしました。最初からやり直しをさせていただきます。

下田市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、上記の議案を別紙のとおり、地方自治法昭和22年法律第67号第112条及び下田市議会会議規則昭和45年下田市議会規則第２号第14条の規定により提出いたします。

令和８年３月24日提出。

提出者　下田市議会議員　鈴木　孝。

賛成者　下田市議会議員　沢登英信。

同　　江田邦明。

同　　渡邉照志。

同　　柏谷祐也。

同　　岡崎大五。

提案理由、下田市課設置条例の一部を改正する条例の施行に伴い、委員会の所管事業を見直すとともに、予算決算委員会を新たに設置するため、下田市議会委員会条例の一部を改正する条例、下田市議会委員会条例昭和45年下田市条例第38号の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表第２条関係。

附則、この条例は令和８年４月１日から施行する。

下田市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

提案理由は、下田市が設置条例の一部を改正する条例の施行に伴い、委員会の所管事項を改正するとともに予算決算委員会を新たに設置するためでございます。

まず、総務文教委員会及び産業厚生委員会についてですが、12月定例会で可決された下田市課置条例の一部を改正する条例の改正により、福祉事務所が地域福祉課に改められ、市民保健課の介護保険係と地域包括支援センターの業務を集約し、高齢化施策の一元化を図るとされました。

また、福祉事務所及び学校教育課が分掌していた子ども・子育て支援業務は、新設するこども家庭課に集約されました。

この改正の内容により、所管委員会を振り分けるとともに、改めて両委員会の所管全体での事務量の均衡も考慮し見直しを行うものです。

説明資料を御覧願います。

１ページは改正前、２ページは改正後です。

こども課、こども家庭課は、総務文教委員会所管、地域福祉課は、産業厚生委員会所管とした上で、総務文教委員会が所管していた防災安全課を産業厚生委員会所管とし、総務文教委員会は10部局、産業厚生委員会は８部局を所管することとなります。

また、総務文教委員会のページ中、所管事項の欄において議会事務局の次に所管に関する事項を加える条例の整理を行います。

次に、予算決算委員会につきましては、下田市各会計予算の審査を行うに当たり、議会、議案一体の原則に基づき、全議員を構成員とする予算決算委員会を新たに設置するためでございます。

発議書に戻っていただき、附則でございますがこの条例は、令和８年４月１日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（中村　敦）　提出者の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

お戻りください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村　敦）　質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村　敦）　御異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村　敦）　討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村　敦）　御異議はないものと認めます。

よって、発議第２号　下田市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎発議第３号の質疑・討論・採決

○議長（中村　敦）　次は、日程により発議第３号　イランへの攻撃中止と即時停戦を求める決議を議題といたします。

失礼いたしました。

次は、発議第３号、訂正いたします。

発議第３号　中東地域での即時停戦と平和的解決を求める決議を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

12番　沢登英信議員。

〔12番　沢登英信登壇〕

○12番（沢登英信）　お手元の発議第３号をお開きいただきたいと思います。

朗読して提案に代えさせて、まずいただきたいと思いますが、中東地域での即時停戦と平和的解決を求める決議。

上記の決議を、下田市議会会議規則昭和45年下田市議会規則第２号第14号の規定により提出いたします。

令和８年３月24日提出。

提出者　下田市議会議員　沢登英信。

賛成者　下田市議会議員　江田邦明。

提案理由でございますが、アメリカとイスラエルによるイランへの攻撃を直ちに中止するよう求め、対話と外交交渉による平和的解決を実現するためでございます。

決議文でございますが、中東地域での即時停戦と平和的解決を求める決議。

アメリカとイスラエルは令和８年２月28日、核開発疑惑をめぐる外交交渉中にもかかわらず、イランに対する大規模な攻撃を開始した。

イランの高官と多くの子どもや市民が犠牲になっていることが報道されている。イランも報復攻撃をしており、軍事的応酬が続き、事態のさらなる拡大と多くの民間人への被害が心配される。

グテーレス国連事務総長は、全ての当事国に軍事行動を即時停止し、交渉するよう呼びかけている。国連憲章においても、国際紛争は武力によらず平和的手段によって解決するよう定められている。

しかし、今日の状況は、軍事行動の応酬により、中東及び世界の平和と安全、経済に深刻な影響を及ぼす事態となっている。

これ以上、軍事的エスカレーションを引き起こす事態は、絶対に避けなければならない。

下田市議会は、平成21年12月11日、世界平和への実現は人類共通の願いであるとする平和都市宣言を決議し、恒久平和の実現を願う立場を明確にしてきた。

よって、下田市議会は、全ての当事国に対し、これ以上の武力行使を強く自制し、国際連合を中心とした国際社会の枠組みの下、対話と外交交渉による平和的解決に向けた行動を取るよう求めるものである。

また、日本政府に対しても緊張緩和と平和解決に向けて、国際社会と連携しながら、最大限の外交努力を尽くすことを要望をする。

以上決議する。

令和８年３月24日。

静岡県下田市議会。

以上でございます。

○議長（中村　敦）　提出者の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

11番　鈴木　孝議員

〔11番　鈴木　孝登壇〕

○11番（鈴木　孝）　質問をいたします。

この決議は、下田市はもとより、世界に発信する決議だとに思いますが間違いないでしょうか。

○議長（中村　敦）　提出者。

〔12番　沢登英信登壇〕

○12番（沢登英信）　決議の性格は御案内のように、意見書とは違いましてアピールをすると

いうことですから、当市議会は当然まずもって下田市民にアピールするとともに、世界の人々にですね、下田市議会として戦争をやめていただきたいと、交渉によって話合いの解決をしていただきたいということをお伝えをするという、こういうことになろうかと、議会としての意思はこういうとこですよという、こういうものになろうかと思います。

したがって、県であるとか、国であるとか、行政機関に要請をするということではなくて市議会として下田市民及び関わる方々を含めてですね、世界の人々にアピールをするということになろうかと思います。

特にそういう意味では、平和都市宣言をしているだけではなくて、毎年々黒船祭を御案内のように開催をしているまちでございますので、戦争してる方々をですね、この下田市に迎えるということではなくて、戦争を止めていただいて平和のためのですね、国際親善のお祭りができるようにという、当然そういうこともですね、アピールでございますので意思としては含んでるという御理解をいただきたいと思います。

○議長（中村　敦）　ほかに質疑ございますか。

８番　楠山俊介議員。

〔８番　楠山俊介登壇〕

○８番（楠山俊介）　提案理由の表現ですが、アメリカとイスラエルによるイランへの攻撃という言い方は、読み取りからするとですね、アメリカ、イスラエルが加害者であり、イランが被害者であるというふうにも読み取れますし、アメリカ、イスラエルが悪く、イランが正しいというふうにも読み取れるような表現だと私は思いますが、この辺の表現はどのようにお思いでしょうか。

○議長（中村　敦）　提出者。

〔12番　沢登英信登壇〕

○12番（沢登英信）　どなたが悪いというですね、決定をしようという決議ではないということは表題から一定御理解いただけると思います。そういう点では、この戦争を直ちにやめていただきたいというのは関係者皆さんの一致するところだろうと思います。

ただ、経過からいえばですね、この書いてありますように２月28日の攻撃から戦争が始まったということは事実でございますので、必ずしもこの決議がですね、アメリカとイスラエルがどうだこうだというのは、評価を加えるんではなくて、今戦闘、戦争状態になっておりますし、そのことが御案内のようにホルムズ海峡の封鎖あるいはペルシャ湾での戦争が拡大するというような状況が見えてますので、経済的にもですね、ガソリンが上がるとか、経済

が破綻するとかですね、大変な状況が今、引き起こされていようかと思うわけです。

そういう意味では、やはりこの議会として、まとめられるところは戦争に反対だと、早くやめていただきたいと、誰かを責めるということではなくて、その観点に立っていただければですね、御賛同をいただけるんじゃないかということで、議長の知恵もお借りしまして、こういう文案にまとめさせていただいたという経過でございますので、提案理由を持ってですね、評価をして、アメリカとイスラエルが悪いんだという評価をしようという決議ではないということは御理解をいただきたいと思います。

○議長（中村　敦）　ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村　敦）　これをもって質疑を終わります。

提出者は、自席にお戻りください。

暫時休憩します。

午後２時06分休憩

―――――――――――

午後２時10分再開

○議長（中村　敦）　休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ここで、休憩します。25分まで休憩します。

午後２時10分休憩

―――――――――――

午後２時31分再開

○議長（中村　敦）　お時間をいただきまして申し訳ございませんでした。

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

引き続き、発議第３号について審議させていただきます。

お諮りいたします。

本案は、委員会に付託することを省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村　敦）　御異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

11番　鈴木　孝議員。

〔11番　鈴木　孝登壇〕

○11番（鈴木　孝）　それでは、反対の立場で答弁をさせていただきます。

本決議案は、国際情勢に対する深い懸念と平和を願う思いを背景に提出されたものと理解いたします。私も力による現状変更に対し、反対をするものであり、一日も早い紛争終結を祈念している一人でございます。

しかしながら、国際紛争は極めて複雑な問題が重なり合って起きているのが現状であります。この決議案は、特定の国や状況に対して強い表現で行動を求めていますが、こうした内容は、国全体の外交政策と密接に関わるものであり、地方議会が個別に意思表示を行うことは、かえって我が国の外交に混乱を招くおそれがあります。

また、日本政府に対しても最大限の外交力を尽くすことを要望しておりますが、政府は既にいろいろな外交ルートを通じて対応を行っており、地方議会が重ねて要望を行うことは繰り返し述べることになりますが、我が国の外交に混乱を招くおそれがあります。決議より意思を世界に伝えることは、対話を通した問題解決にはならないというのが私の考えでございます。

以上でございます。

○議長（中村　敦）　次に、賛成意見の発言を許します。

１番　柏谷祐也議員。

〔１番　柏谷祐也登壇〕

○１番（柏谷祐也）　賛成意見で述べさせていただきます。

現在、国際紛争に対して沢登議員おっしゃるように、平和的手段によって解決するよう、求められるところがあるというところで、この内容を拝見させていただきましても、日本政府に対しても緊張緩和と平和的解決に向けて国際社会と連携しながら最大限の外交努力を尽くすことを要望することとするということで、あくまでも国の外交内容に対して否定してるわけではなく、その外交そのものを考えていきましょうということで、この決議が出されていると思いますので、私はそれに対して賛成したいと思います。

以上です。

○議長（中村　敦）　次に、反対意見の発言を許します。

８番　楠山俊介議員。

〔８番　楠山俊介登壇〕

○８番（楠山俊介）　私は、この決議に反対する立場で意見を申しさせていただきます。

まず、この文面の中を読み解くとですね、もう明らかにアメリカ、イスラエル、そしてイラクとの立場の中でですね、アメリカ、イスラエルが悪く、イラクを守るべきだというようなイランを守るべきだというように捉えられても仕方がないような文面になっているということは、日本の外交上もですね、そういうスタンスでいるなく、きちっとそれぞれの国情を考えながら、今、外交行っている中では少しいい表現がおかしいのではなかろうかというふうに思います。

ただ、ここにあるようにですね、平和をとうとび戦争終結し、人の命を守っていくということに関しては賛成でありますが、その中でですね、下田市議会がここに平成21年12月21日に世界平和の実現は人類共通の願いであるとする平和都市宣言を決議しと、恒久平和の実現を願う立場を明確にしてきたということでありますが、まさにですね、この平和都市宣言をしてるということが、もうそのまま世界の平和、そして全ての戦争や紛争、非人道的な行為に対するですね、ものに反対するものであり、人の命を大切にするものであるというふうに、もう明言しているわけですから、この宣言をしてるから何かを言わなきゃならないじゃなく、宣言をしていること自体がもうそのままであると私は思います。

そして、この宣言によってですね、市としても市民の総意としても、議会としても、平和を願い戦争を終結を願うというものにも通ずるものとありますので、と思いますので、特にこのような決議をし、いろいろな間違った解釈をされがちな文章を提出することはいかがなものだというふうに思います。

そして、最後に私見ではありますが、私は外交と国防も含めた外交に関してはですね、地方議会としての役割というものは、国や国会、そういう国の専権事項として、そこに委託するというのが地方議会の立場ではなかろうかと私は思いますので、その意味からも、この決議に反対するものであります。

○議長（中村　敦）　次に、賛成意見の発言を許します。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村　敦）　これをもって討論を終わります。

御異議がありますので起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村　敦）　６を確認しました。着席ください。起立多数であります。

よって、発議第３号　中東地域での即時停戦と平和的解決を求める決議は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（中村　敦）　次は、日程により、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

お手元に配付してありますように、議会運営委員会委員長から議会閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長の申出のとおり、議会閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村　敦）　御異議はないものと認めます。

よって、議会運営委員会所管事項調査については、議会閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

ここで、市長より発言を求められておりますので許可いたします。

市長。

○市長（松木正一郎）　長時間にわたる御審議、いろいろとありがとう、お疲れさまでございます。

この３月31日付で役職定年により課長職を退任となります職員を御紹介申し上げたいと思います。

平井孝一企画課長でございます。勤続38年、平井課長は市職員として長きにわたり在職し、その間、議員の皆様方におかれまして温かい御指導、御鞭撻を賜りまして市長としても厚くお礼を申し上げます。

それでは、慣例にならい、この場をお借りしまして、本日まで御尽力してきました御本人から御挨拶を申し上げますのでよろしくお願いいたします。

○議長（中村　敦）　企画課、平井孝一課長。

○企画課長（平井孝一）　最後に大変重く、重要な議論の後にちょっとしゃべるのがちょっと

恐縮になってしまったんですが、まず、貴重な御時間をいただき誠にありがとうございます。

私は、稲生沢中学校の卒業生で、この鉄筋校舎の前の木造校舎の最後の卒業生です。なのでこの鉄筋校舎での学校生活はないんですが、私、娘２人はこの鉄筋校舎でお世話になり卒業しております。

そして、ここで私がこうやって皆さんの前で挨拶、人生の締めとして挨拶できるのも何かの御縁と、ちょっと感激深いものがございます。

私が就任した当時はちょっと別の案で、実は庁舎の計画は別の案でございましたが、松木市長が就任して、コロナの中、一旦休止ということで、この稲生沢中学校を活用できる案が浮上してまいりました。立ち止まることも、あんまり立ち止まるのは僕は好きじゃないんですけれども、立ち止まることもたまにはいいことがあるかなと。稲生沢中学生の卒業としてしみじみ思っております。

私は、63年度もう昭和の最後に入った人間で、一応土木技術職として入りました。それで私から９年以降、技術職の後輩、年下が入っておらず、ずっと９年間、技術屋の本当に当時はいけいけの昭和の技術員の職員に育てられ、かわいがられてきました。その先輩方に恥じぬようその先輩たちの顔に泥を塗らぬよう、ここまで頑張ったつもりでございます。

そうしたところで、もし至らぬ点がございましたら、それは入社当時３年間、私の横で１から10まで教えていただいた髙野副市長の責任と思っていただければ幸いです。よいとこがあれば、全て私の努力のたまものというところで御理解いただきたいと思います。

私、本当に振り返りますと、つまずきばかりの人生であまり本当議事録に載っているということであまり言えないんですけど、松木市長が就任されてからは何しろコロナというところで、夏のいざ本場覚えていらっしゃるか分かりませんが、下田モデルを初日スタートという前日に私は足を骨折してしまいまして、皆さんが浜や駅で汗水垂らす中、僕は事務所でぽつんと電話番や事務仕事をして、とても役立たずでございました。

そういったこういったで今回、最後の定例会を迎えるときに、私なりにフルマラソンで例えれば、やっと陸上競技場に入り、手を振りながらゴールするつもりでございましたが、いきなり補正予算でつまずいてしまい、こけながらのゴール、傷だらけのゴールという形になってしまいました。

そうした中、私たちの当局案に賛成いただいたのは、決して反対された方の批判ではございませんので御了承ください。そのとき賛成されたのが岡崎議員、そのときは市民の味方というよりかは、公務員の味方のような発言をしていただきありがとうございます。

そして、柏谷議員は私の言いたいことを代わりに、賛成者として答弁いただいたことは誠にありがとうございます。柏谷議員はちょっと一番若いのでちょっと柏谷議員に対する思いをしゃべらせていただいておりますが、一番やっぱり議会の中でも一番年下というところで、諸先輩方の意見に反して、あのとき当局案に賛成するに対してはとても勇気が要ることだと私は思っております。

私の尊敬する有名人にアントニオ猪木というものがあるんですけど、中学校、高校時代に書いた本の中に「勇気」という本がございます。アントニオ猪木は元気ですか、が有名ですが、猪木はその本の中でまず何事も勇気が必要である。勇気があるためには根気が必要である。そのためには元気でなければならないというところから元気が始まっています。柏谷議員もこれ、元気と根気と勇気を持って、これからはもう市の行政に御尽力いただければと思っております。

最後になりますが、本当に、すみません、私が議会に入った当時からずっと変わらぬ方が沢登議員でございまして、沢登議員とはいろんな条例や予算でいろいろ答弁等やり取りさせていただきましたが、一度も交わることがなかったのかと正直なところ思っているんですが、私沢登さんと人間どこかしらに似ているところがあると思いまして、僕と沢登さんの似ているところは、ちょっと熱くなると声がでかくなるというところで、これは真摯に行政のことを考えているからこその表れと思っております。沢登議員、もう歳も歳なので血圧が上がらない程度で御尽力いただきたいと思います。

本当に課長職になってからなんですかね、様々な方から御指導いただき、誠にありがとうございました。私の一つ年下がいませんので、あとメンバーは普通に行けば、私の二つ下が６人ぐらいいますので、今後ともぜひよろしくお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

続きまして、上下水道課長の挨拶、ないかすみません。今の議事録から削除してください。すみません。失礼しました。

○議長（中村　敦）

質疑は必要ありませんね。

御挨拶ありがとうございました。

役職定年となられる平井課長におかれましては、課長職として市政発展のため、そして議会の活性化と円滑な議事運営のために御尽力を賜り深く感謝申し上げます。今後とも引き続き、市職員として後輩の指導、育成に当たっていただくとともに、健康にも十分留意され、

様々なことにチャレンジしていただきたいと思います。長い間本当にお疲れさまでした。

○議長（中村　敦）　これをもって、令和８年３月、下田市議会定例会を閉会といたします。

お疲れさまでした。

午後２時47分閉会